

# インデックスファンド海外株式 ヘッジなし(DC専用)

追加型投信／海外／株式／インデックス型

◆この目論見書により行なう「インデックスファンド海外株式ヘッジなし(DC専用)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年1月20日に関東財務局長に提出しており、2026年1月21日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2026年1月20日
発行者名	: アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

## － 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】 .....	1
第二部【ファンド情報】 .....	3
第1【ファンドの状況】 .....	3
第2【管理及び運営】 .....	32
第3【ファンドの経理状況】 .....	36
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	85
第三部【委託会社等の情報】 .....	86
約款 .....	143

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

インデックスファンド海外株式ヘッジなし（DC専用）（以下「ファンド」といいます。）

※当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度の拠出金を運用するための専用ファンドです。取得申込者は、確定拠出年金法に定める加入者などの運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関に限るものとします。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (5)【申込手数料】

ありません。

### (6)【申込単位】

1円以上1円単位

### (7)【申込期間】

2026年1月21日から2026年7月21日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

### (9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。

- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的

世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目標に、MSCI-KOKUSAI インデックス（税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

###### ② ファンドの基本的性格

###### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### ◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### ◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### ◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### ◇インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			
	年2回	日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ( )	
	年6回 (隔月)	欧州			
	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX
	日々	オセアニア			
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券(株 式 一般))	その他 ( )	アフリカ			その他 (MSCI-KOKUSAI イ ンデックス(税 引後配当込み、 円ヘッジなし・ 円ベース))
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産 (収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル (除く日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。) を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

### ③ ファンドの特色

#### MSCI-KOKUSAIインデックス(税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。

主として、「海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI(ヘッジなし)マザーファンド」への投資を通じて、海外の株式に投資を行ない、MSCI-KOKUSAIインデックス(税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。

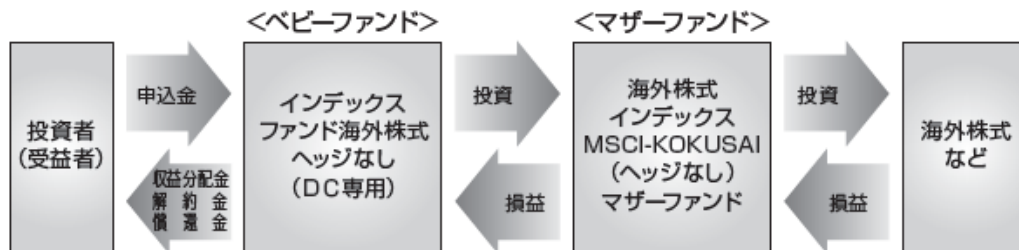
「海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI(ヘッジなし)マザーファンド」の組入比率は高位を保つことを原則とします。また、購入・換金動向に応じて有価証券先物取引などを活用し、組入比率を調整することがあります。

外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### ファンドの仕組み

※当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



#### 主な投資制限

- ・ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

#### 分配方針

- ・ 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度の拠出金を運用するための専用ファンドです。購入申込者は、確定拠出年金法に定める加入者などの運用の指図に基づいて購入の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関に限るものとします。

#### 「MSCI-KOKUSAIインデックス」の著作権などについて

MSCI-KOKUSAIインデックスは、MSCI Inc.が発表している、日本を除く世界の主要国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

④ 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

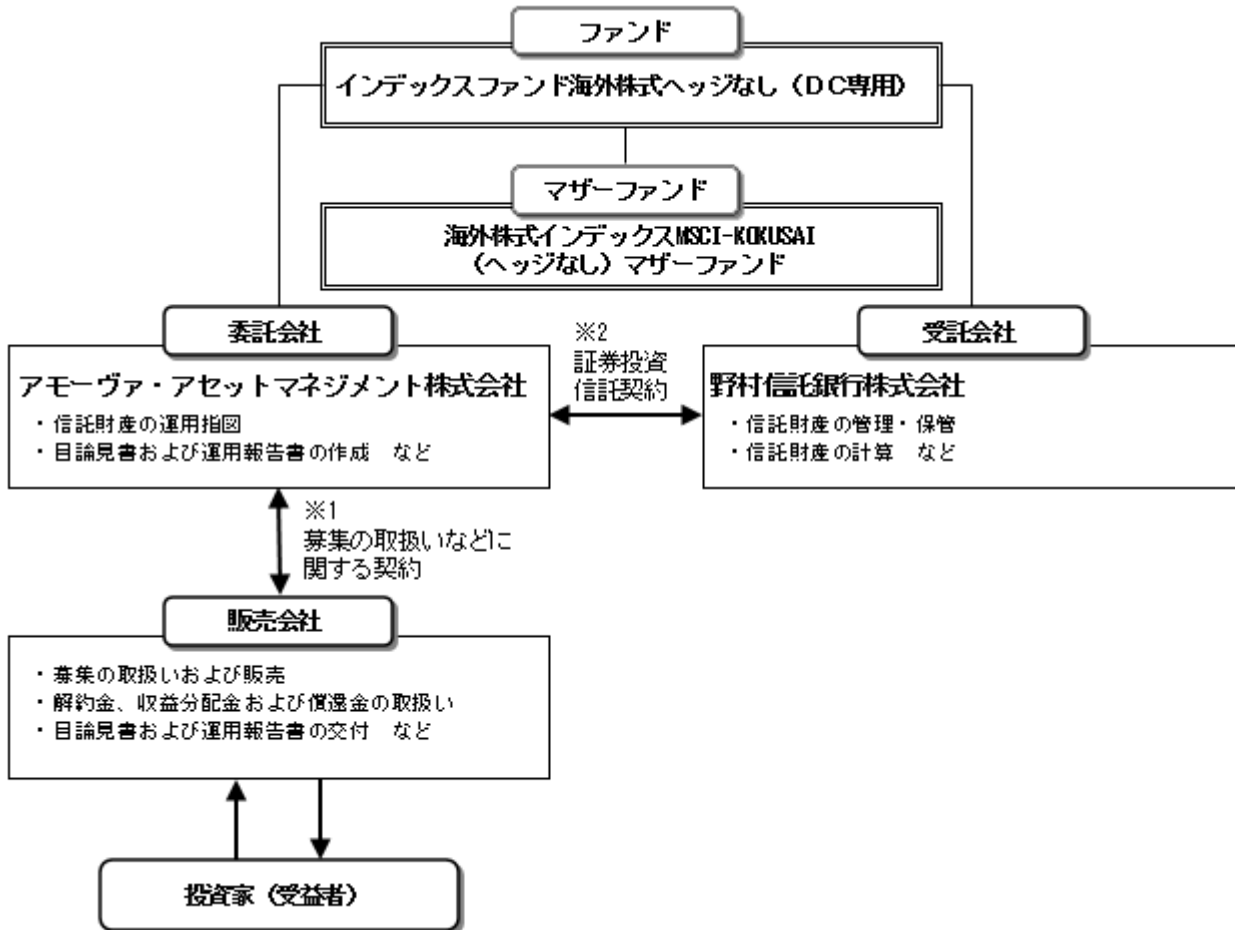
(2) 【ファンドの沿革】

2002年12月10日

- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況 (2025年10月末現在)

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年：「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

### 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000株	97.562%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

- ・主として、「海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド」受益証券に投資を行ない、MSCI-KOKUSAI インデックス（税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。また、設定・解約動向に応じて有価証券先物取引などを活用し、組入比率を調整することがあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (2) 【投資対象】

<インデックスファンド海外株式ヘッジなし（DC専用）>

「海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

② 主として「海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
- 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12)に定めるもの以外のもの
- 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券

に表示されるべきもの

19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 次の取引ができます。

- 1) 信用取引
- 2) 先物取引等
- 3) スワップ取引
- 4) 金利先渡取引
- 5) 為替先渡取引
- 6) 有価証券の貸付
- 7) 公社債の空売
- 8) 公社債の借入
- 9) 外国為替予約取引
- 10) 資金の借入

<海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド>

日本を除く世界各国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条、第15条および第16条に定めるものに限りません。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

② 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）を除きます。）には投資しません。

- 1) 外国または外国の者の発行する外国通貨表示の株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する証券で、2)～7)の証券の性質を有するもの
- 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12)に定めるもの以外のもの
- 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 14) オプションを表示する証券または証券（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- 15) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に

限ります。)

- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 信用取引
  - 2) 先物取引等
  - 3) スワップ取引
  - 4) 金利先渡取引
  - 5) 為替先渡取引
  - 6) 有価証券の貸付
  - 7) 公社債の空売
  - 8) 公社債の借入
  - 9) 外国為替予約取引

◆投資対象とするマザーファンドの概要

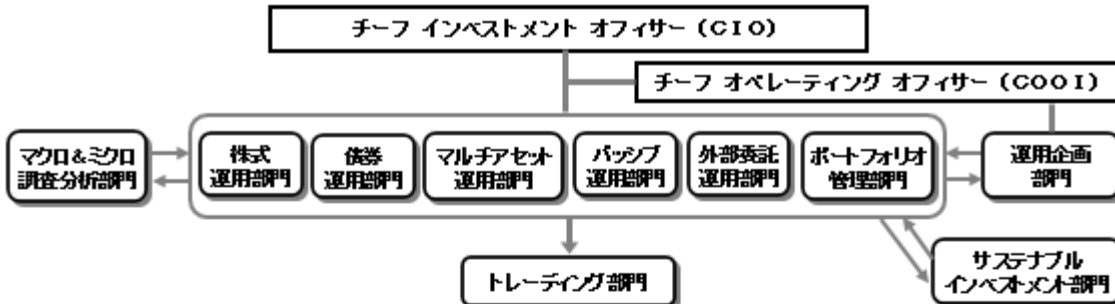
<海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目標に、MSCI-KOKUSAI インデックス（税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
主な投資対象	日本を除く世界各国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として日本を除く世界各国の株式（DR（預託証券）およびカンントリーファンド等を含みます。）に投資し、MSCI-KOKUSAI インデックス（税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。</li> <li>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</li> <li>ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 ※2025年9月1日付けで「日興アセットマネジメント株式会社」から変更
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2000年5月17日設定）
決算日	毎年10月26日（休業日の場合は翌営業日）

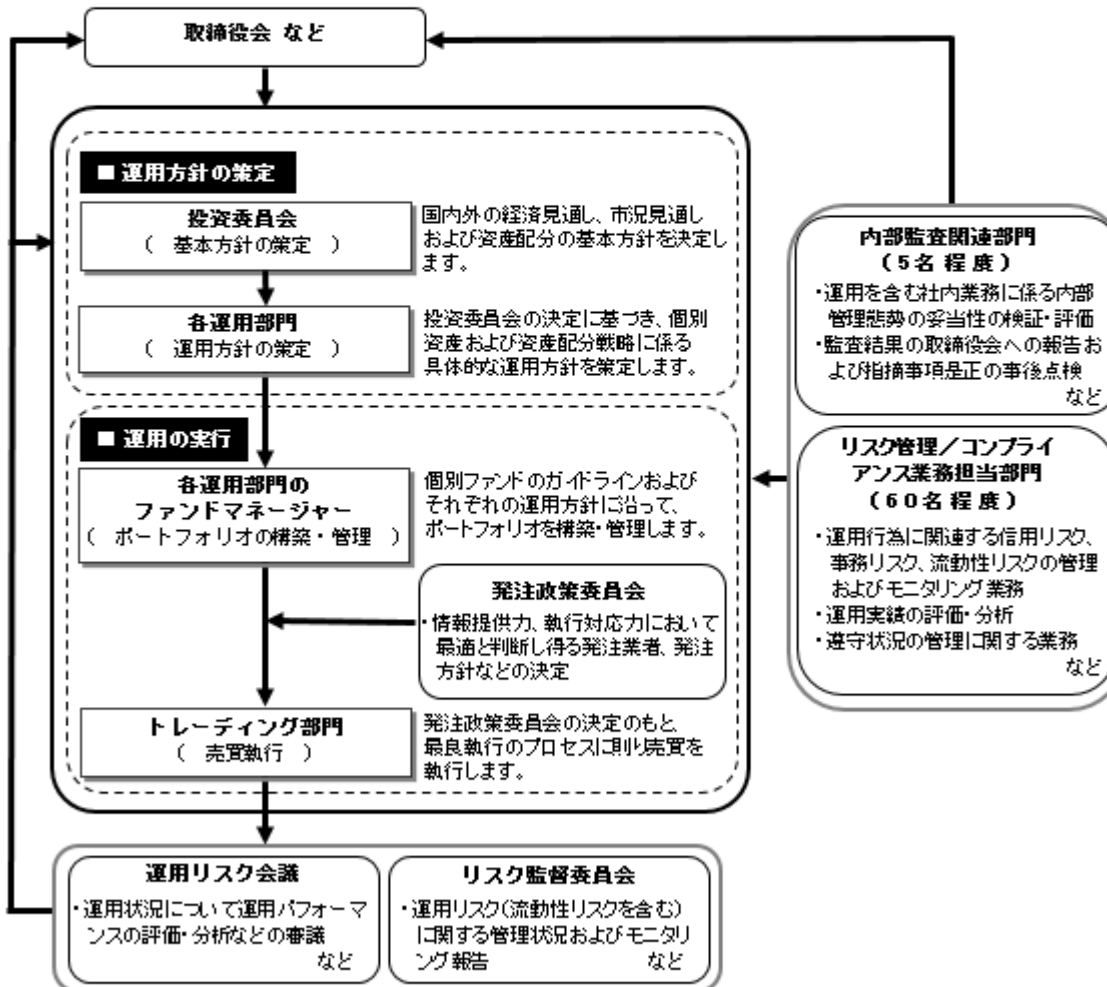
(3) 【運用体制】

<委託会社における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

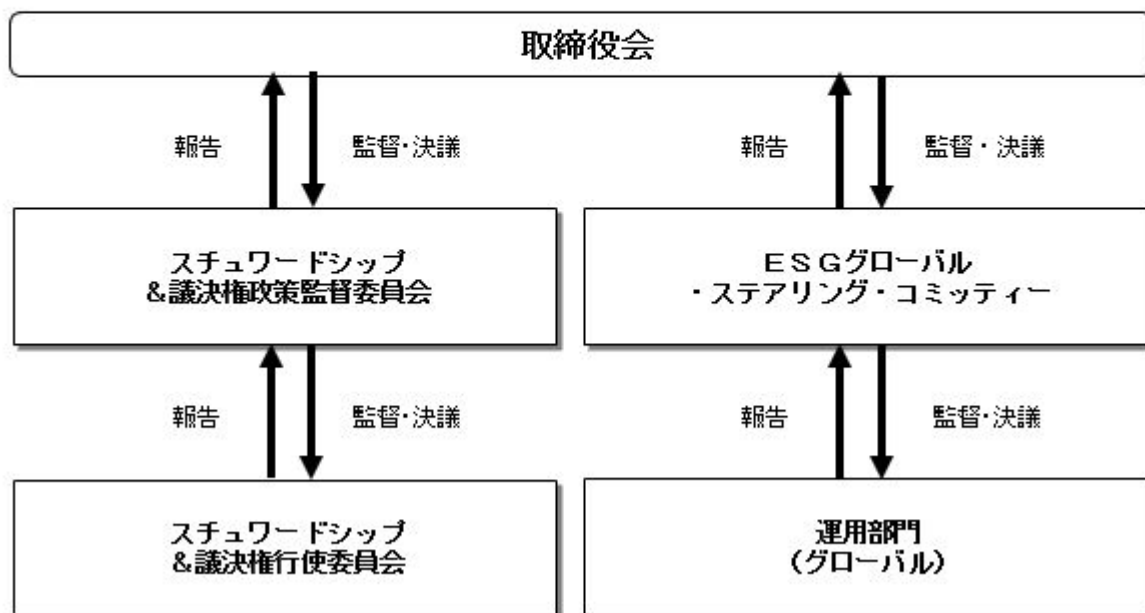


**委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制**  
 「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2025年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

##### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

##### 2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

##### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

##### ② 収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は無手数料で自動的に再投資されます。

#### (5) 【投資制限】

##### ① 約款に定める投資制限

<インデックスファンド海外株式ヘッジなし（DC専用）>

1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。

2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

3) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。

4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

7) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 15) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
  - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 16) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 17) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

<海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 3) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先

渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
    - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
  - 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 14) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - 15) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
  - 16) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ② 法令による投資制限
- 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### ① 価格変動リスク

一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

#### ② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

#### ③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があります。

廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

<MSCI-KOKUSAI インデックス（税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース）と基準価額の主な乖離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率を MSCI-KOKUSAI インデックス（税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース）の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。

- ・MSCI-KOKUSAI インデックスの採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・分配原資となる組入銘柄の配当金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。また、配当金にかかる税について、実際の税率と同指数の計算上の税率が完全には一致しないこと。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと MSCI-KOKUSAI インデックスの採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。
- ・有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

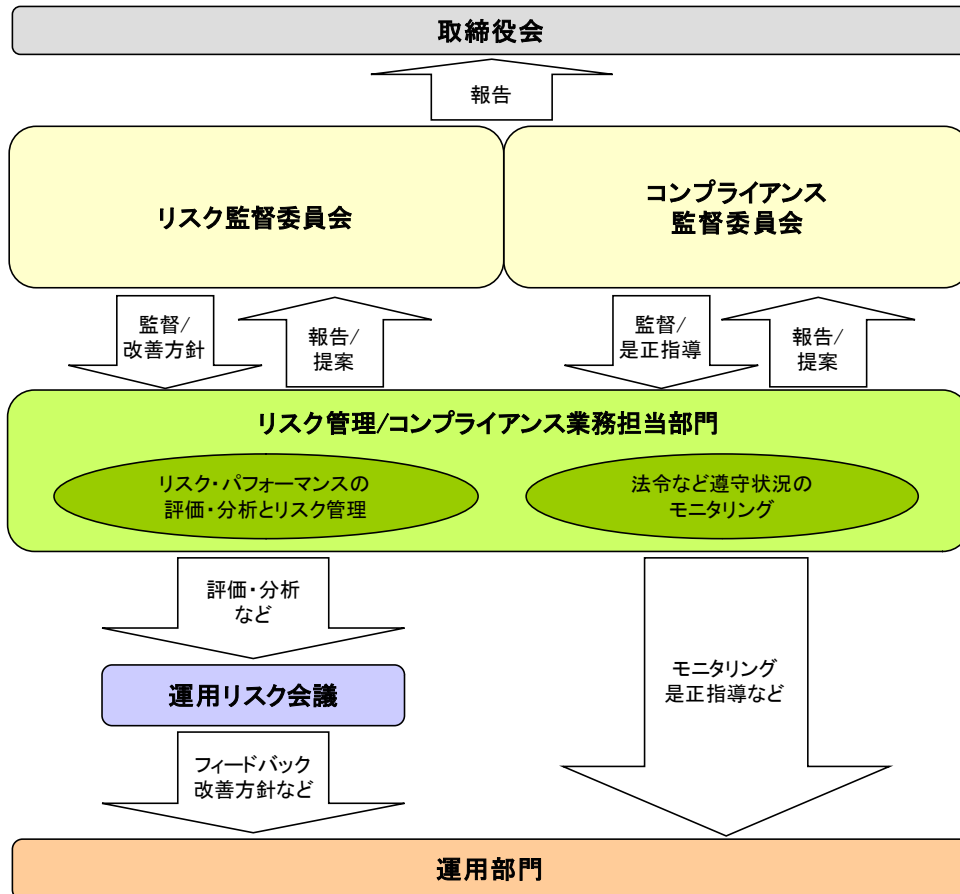
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額が乖離する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

## (2) リスク管理体制

<委託会社におけるリスク管理体制>



### ■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

### ■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

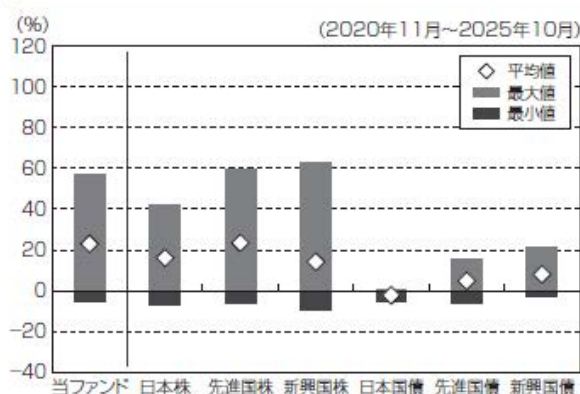
### ■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2025年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

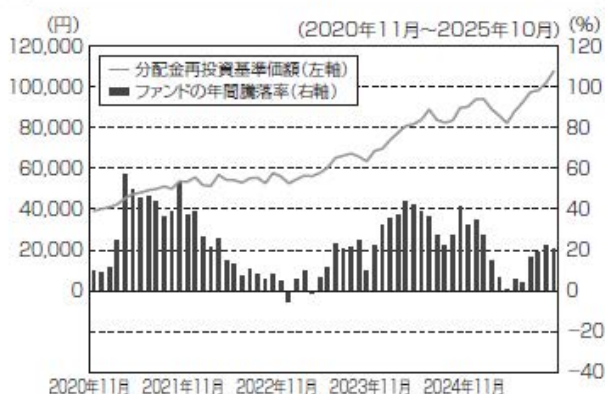
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	23.0%	16.1%	23.4%	14.1%	-2.3%	4.8%	8.0%
最大値	56.7%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-5.4%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-5.5%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年11月から2025年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2020年11月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### <各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

### **TOPIX（東証株価指数）配当込み**

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

### **MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）**

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### **MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）**

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### **NOMURA-BPI 国債**

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

### **FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）**

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

### **JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）**

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

ありません。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額  
ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬  
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.154%（税抜 0.14%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分  
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合 計	委託会社	販売会社	受託会社
0.14%	0.05%	0.07%	0.02%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

##### ③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

##### (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とするマザーファンドに係る費用>

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。

##### 《確定拠出年金の場合》

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

##### 《確定拠出年金でない場合》

#### ① 個人受益者の場合

##### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

##### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

#### ② 法人受益者の場合

##### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

##### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### ③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

#### ④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

##### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

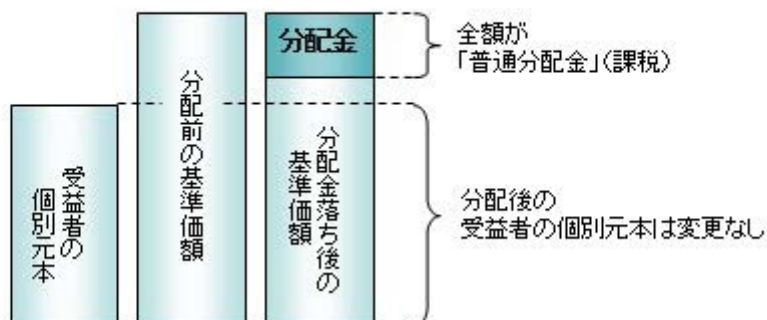
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

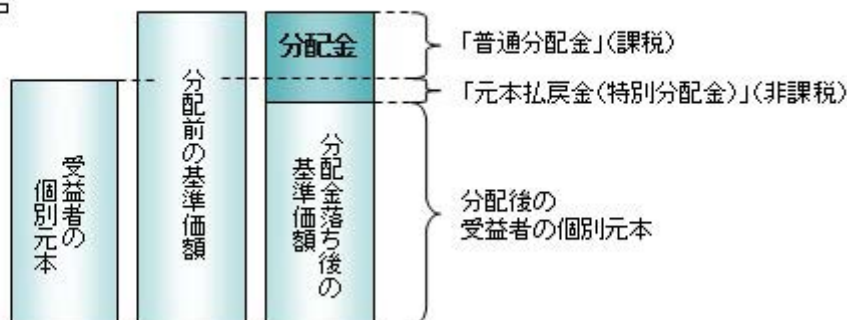
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年1月20日現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間: 2024年10月29日~2025年10月27日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.18%	0.16%	0.02%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5 【運用状況】

### 【インデックスファンド海外株式ヘッジなし（DC専用）】

以下の運用状況は2025年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	314,493,978,041	99.99
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	31,472,258	0.01
合計（純資産総額）		314,525,450,299	100.00

#### (2) 【投資資産】

##### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

###### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	海外株式インデックスMSCI-K OKUSA I（ヘッジなし）マザー ファンド	37,568,565,802	8.2959	311,667,514,117	8.3712	314,493,978,041	99.99

###### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

##### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第14 計算期間末 (2016年10月26日)	26,297	26,309	2.3365	2.3375
第15 計算期間末 (2017年10月26日)	35,752	35,764	3.0962	3.0972
第16 計算期間末 (2018年10月26日)	41,112	41,125	3.1160	3.1170
第17 計算期間末 (2019年10月28日)	48,562	48,576	3.4141	3.4151
第18 計算期間末 (2020年10月26日)	60,448	60,465	3.6812	3.6822
第19 計算期間末 (2021年10月26日)	103,119	103,138	5.3295	5.3305
第20 計算期間末 (2022年10月26日)	129,275	129,298	5.7058	5.7068
第21 計算期間末 (2023年10月26日)	163,984	163,984	6.4011	6.4011
第22 計算期間末 (2024年10月28日)	250,626	250,626	8.9559	8.9559
第23 計算期間末 (2025年10月27日)	310,108	310,108	10.6610	10.6610
2024年10月末日	252,150	—	8.9583	—
11月末日	255,524	—	9.0134	—
12月末日	267,426	—	9.3735	—
2025年1月末日	269,829	—	9.3934	—
2月末日	256,263	—	8.8969	—
3月末日	248,103	—	8.5751	—
4月末日	236,739	—	8.2114	—
5月末日	255,744	—	8.8023	—
6月末日	266,910	—	9.2208	—
7月末日	282,646	—	9.7318	—
8月末日	284,921	—	9.8111	—
9月末日	295,753	—	10.1686	—
10月末日	314,525	—	10.7579	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第14期	2015年10月27日～2016年10月26日	0.0010
第15期	2016年10月27日～2017年10月26日	0.0010
第16期	2017年10月27日～2018年10月26日	0.0010
第17期	2018年10月27日～2019年10月28日	0.0010
第18期	2019年10月29日～2020年10月26日	0.0010
第19期	2020年10月27日～2021年10月26日	0.0010

第20期	2021年10月27日～2022年10月26日	0.0010
第21期	2022年10月27日～2023年10月26日	0.0000
第22期	2023年10月27日～2024年10月28日	0.0000
第23期	2024年10月29日～2025年10月27日	0.0000

### ③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第14期	2015年10月27日～2016年10月26日	△12.54
第15期	2016年10月27日～2017年10月26日	32.56
第16期	2017年10月27日～2018年10月26日	0.67
第17期	2018年10月27日～2019年10月28日	9.60
第18期	2019年10月29日～2020年10月26日	7.85
第19期	2020年10月27日～2021年10月26日	44.80
第20期	2021年10月27日～2022年10月26日	7.08
第21期	2022年10月27日～2023年10月26日	12.19
第22期	2023年10月27日～2024年10月28日	39.91
第23期	2024年10月29日～2025年10月27日	19.04

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

### (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第14期	2015年10月27日～2016年10月26日	2,118,689,755	1,597,677,344
第15期	2016年10月27日～2017年10月26日	2,777,800,583	2,485,776,607
第16期	2017年10月27日～2018年10月26日	3,569,191,245	1,922,349,936
第17期	2018年10月27日～2019年10月28日	3,656,018,602	2,626,088,410
第18期	2019年10月29日～2020年10月26日	6,917,351,131	4,720,478,383
第19期	2020年10月27日～2021年10月26日	7,308,826,850	4,380,842,950
第20期	2021年10月27日～2022年10月26日	8,856,449,078	5,548,433,235
第21期	2022年10月27日～2023年10月26日	7,170,657,580	4,209,289,634
第22期	2023年10月27日～2024年10月28日	7,046,194,463	4,679,878,762
第23期	2024年10月29日～2025年10月27日	5,764,558,792	4,661,110,552

(参考)

海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI (ヘッジなし) マザーファンド

以下の運用状況は2025年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	396,433,747,892	72.34
	カナダ	18,734,895,335	3.42
	ドイツ	13,204,871,885	2.41
	イタリア	3,825,847,526	0.70
	フランス	13,503,722,815	2.46
	オランダ	9,565,446,068	1.75
	スペイン	4,826,317,299	0.88
	ベルギー	1,120,349,882	0.20
	オーストリア	312,362,424	0.06
	ルクセンブルク	918,643,852	0.17
	フィンランド	1,568,287,825	0.29
	アイルランド	9,453,544,599	1.73
	ポルトガル	268,536,461	0.05
	イギリス	19,893,594,092	3.63
	スイス	14,124,321,843	2.58
	スウェーデン	4,381,573,249	0.80
	ノルウェー	795,097,896	0.15
	デンマーク	2,542,715,716	0.46
	ケイマン	932,543,248	0.17
	オーストラリア	8,452,760,882	1.54
	バミューダ	393,421,408	0.07
	ニュージーランド	359,273,031	0.07
	香港	2,296,548,362	0.42
	シンガポール	1,743,838,255	0.32
	イスラエル	1,436,318,522	0.26
	ジャージー	664,432,119	0.12
	アラブ首長国連邦	0	0.00
マン島	40,177,653	0.01	
小計		531,793,190,139	97.04
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	7,346,536,609	1.34
	フランス	177,408,846	0.03

	イギリス	127,557,824	0.02
	オーストラリア	548,304,376	0.10
	香港	118,263,343	0.02
	シンガポール	117,976,518	0.02
	小計	8,436,047,516	1.54
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	7,783,781,147	1.42
合計（純資産総額）		548,013,018,802	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	6,602,703,437	1.20
	買建	ドイツ	1,067,631,125	0.19

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	—	6,237,676,920	1.14

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	1,103,710	28,711.74	31,689,445,367	31,265.34	34,507,878,345	6.30
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	675,584	40,503.31	27,363,389,224	41,822.73	28,254,773,980	5.16
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	319,394	80,696.18	25,773,877,232	81,019.61	25,877,179,233	4.72
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	431,810	34,553.61	14,920,594,896	34,342.72	14,829,532,514	2.71
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	202,080	54,598.88	11,033,343,332	58,014.02	11,723,474,576	2.14
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	262,990	40,060.11	10,535,409,325	43,376.06	11,407,472,123	2.08
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	98,180	113,786.08	11,171,518,224	102,703.02	10,083,383,191	1.84
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	222,440	40,144.59	8,929,762,822	43,440.79	9,662,969,328	1.76
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	131,055	66,865.67	8,763,081,121	67,819.41	8,888,072,778	1.62
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	125,680	46,297.80	5,818,708,007	47,684.70	5,993,013,599	1.09
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテ	36,404	127,192.27	4,630,307,675	130,137.45	4,737,523,730	0.86

			クノロジ ー・ライ フサイエ ンス						
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サー ビス	61,240	75,825.62	4,643,561,352	73,739.93	4,515,833,436	0.82
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	77,442	53,531.25	4,145,567,682	53,169.12	4,117,523,223	0.75
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギ ー	194,669	17,781.91	3,461,586,733	17,673.72	3,440,527,151	0.63
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サー ビス	38,675	88,395.32	3,418,689,280	85,322.08	3,299,831,753	0.60
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディ ア・娯楽	19,220	168,691.72	3,242,255,031	167,814.90	3,225,402,378	0.59
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	108,521	29,340.63	3,184,075,593	29,132.60	3,161,499,427	0.58
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需 品流通・ 小売り	198,046	16,360.79	3,240,190,403	15,753.64	3,119,945,982	0.57
アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC- A	ソフトウ ェア・サ ービス	102,400	28,459.38	2,914,240,701	29,980.15	3,069,967,872	0.56
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウ ェア・サ ービス	76,553	43,645.48	3,341,193,179	39,586.74	3,030,484,396	0.55
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製 造装置	17,852	159,480.46	2,847,045,244	167,165.62	2,984,240,738	0.54
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・ 半導体製 造装置	73,274	38,982.65	2,856,415,139	39,270.84	2,877,531,823	0.53
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需 品流通・ 小売り	19,974	143,634.41	2,868,953,864	141,799.73	2,832,307,967	0.52
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	79,876	35,130.79	2,806,107,031	35,165.61	2,808,889,063	0.51
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	324,379	8,101.03	2,627,806,281	8,171.92	2,650,800,211	0.48
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	44,915	59,583.53	2,676,194,673	58,488.65	2,627,017,939	0.48
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用 品・パー ソナル用 品	105,659	23,496.70	2,482,638,245	23,050.27	2,435,469,323	0.44
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	48,002	46,830.88	2,247,976,029	47,886.57	2,298,651,373	0.42
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア機器・ サービス	41,250	55,861.25	2,304,276,563	53,125.97	2,191,446,469	0.40
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギ ー	88,249	23,971.59	2,115,469,483	23,657.43	2,087,744,717	0.38

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	3.43

		素材	3.07
		資本財	7.57
		商業・専門サービス	1.24
		運輸	1.33
		自動車・自動車部品	2.11
		耐久消費財・アパレル	0.96
		消費者サービス	1.66
		メディア・娯楽	7.44
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.72
		生活必需品流通・小売り	1.63
		食品・飲料・タバコ	2.48
		家庭用品・パーソナル用品	1.12
		ヘルスケア機器・サービス	3.21
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.06
		銀行	6.43
		金融サービス	6.77
		保険	2.77
		ソフトウェア・サービス	10.22
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.00
		電気通信サービス	1.03
		公益事業	2.68
		半導体・半導体製造装置	11.86
		不動産管理・開発	0.26
新株予約権証券	—	—	—
投資証券	—	—	1.54
合計			98.58

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等 (円)	評価額 (各通貨)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP EMINI2512	買建	125	米ドル	42,801,412.5	6,595,697,666	42,846,875	6,602,703,437	1.20
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DJSTX5 2512	買建	125	ユーロ	5,988,030	1,067,725,629	5,987,500	1,067,631,125	0.19

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	34,900,000.00	5,313,924,990	5,356,977,070	0.98

	ユーロ	買建	4,950,000.00	878,685,472	880,699,850	0.16
--	-----	----	--------------	-------------	-------------	------

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。



### 基準価額・純資産の推移



基準価額 …………… 107,579円  
 純資産総額 …………… 3,145.25億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、2015年10月末の基準価額を起点として指数化しています。  
 ※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

### 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月	2025年10月	設定来累計
10円	10円	0円	0円	0円	170円

### 主要な資産の状況

#### <資産構成比率>

組入資産	比率
株式	98.57%
先物	1.40%
現金その他	1.43%

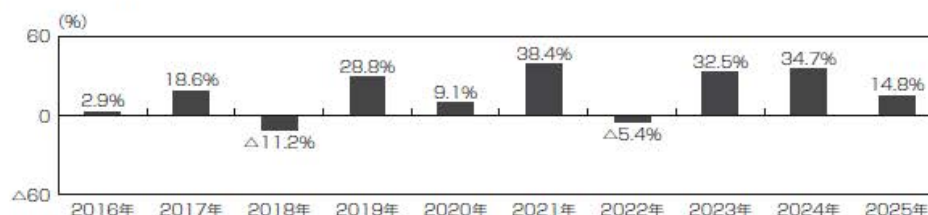
※当ファンドの実質組入比率です。

#### <組入上位10銘柄>

銘柄	業種	国名	比率
1 NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	アメリカ	6.30%
2 APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	5.16%
3 MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカ	4.72%
4 AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	アメリカ	2.71%
5 BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	アメリカ	2.14%
6 ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	アメリカ	2.08%
7 META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	アメリカ	1.84%
8 ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	アメリカ	1.76%
9 TESLA INC	自動車・自動車部品	アメリカ	1.62%
10 JPMORGAN CHASE & CO	銀行	アメリカ	1.09%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

### 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
 ※2025年は、2025年10月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

- ・確定拠出年金制度の規定に従い、販売会社所定の方法でお申し込みください。
- ・当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度の拠出金を運用するための専用ファンドです。取得申込者は、確定拠出年金法に定める加入者などの運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関に限るものとします。

#### (2) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (3) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (4) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

#### (6) 申込単位

1円以上1円単位

#### (7) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

#### (8) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所\*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

### 2【換金（解約）手続等】

#### <解約請求による換金>

#### (1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

#### (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額に基づいて計算された金額となります。

※上記の手取額は、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関の場合を記載しています。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

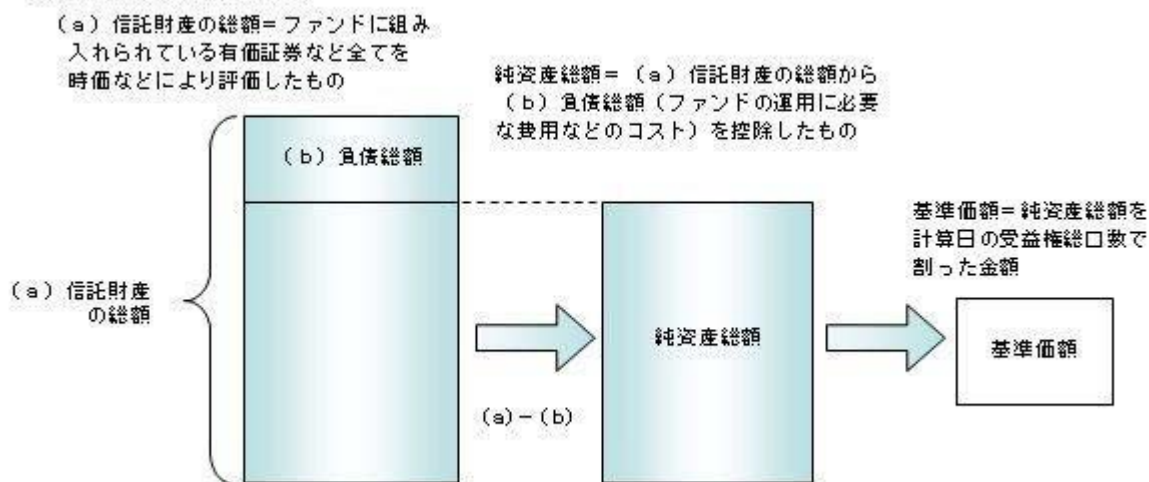
### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりには換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額算出の流れ>



##### ② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

##### <主な資産の評価方法>

##### ◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

##### ◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

- ③ 基準価額の照会方法  
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2002年12月10日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年10月27日から翌年10月26日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了(繰上償還)

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ロ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べるすることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)

4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)

4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

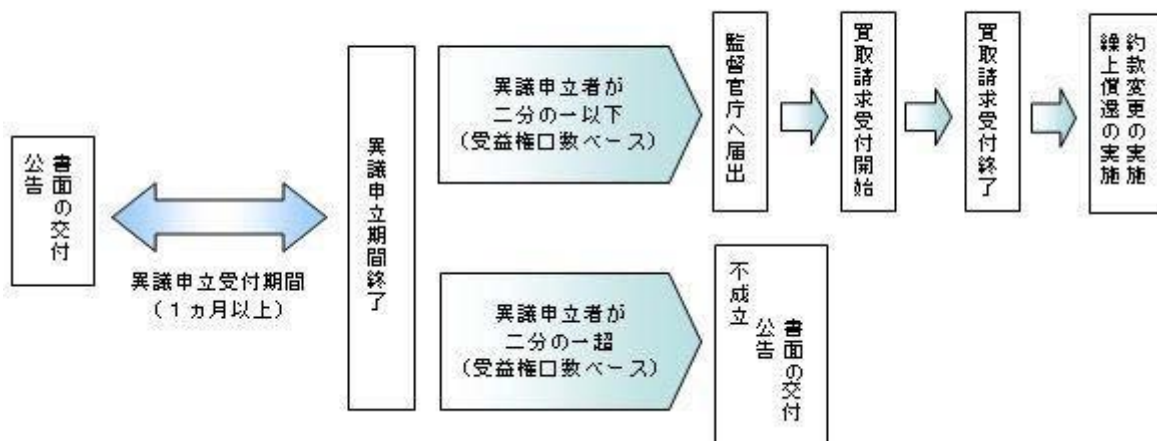
④ 異議の申立て

1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるとときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して提供されます。

・法令で定められた所要の要件<sup>※1</sup>を満たすことにより、交付運用報告書は電磁的方法<sup>※2</sup>により提供されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。

※1 あらかじめ、受益者からの承諾の取得または受益者への告知を行ないます。

※2 販売会社が受益者のために開設している取引専用ページ内で提供する方法やメールにて送信する方法などがあります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。

ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 23 期計算期間（2024 年 10 月 29 日から 2025 年 10 月 27 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2026年1月7日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスファンド海外株式ヘッジなし（DC専用）の2024年10月29日から2025年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスファンド海外株式ヘッジなし（DC専用）の2025年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【インデックスファンド海外株式ヘッジなし（DC専用）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 22 期 2024 年 10 月 28 日現在	第 23 期 2025 年 10 月 27 日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	503,964,742	496,455,139
親投資信託受益証券	250,601,928,065	310,077,989,518
未収入金	94,925,183	114,318,631
未収利息	3,232	6,618
流動資産合計	251,200,821,222	310,688,769,906
資産合計	251,200,821,222	310,688,769,906
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	386,356,440	362,481,914
未払受託者報酬	26,061,550	30,213,700
未払委託者報酬	156,369,671	181,282,516
その他未払費用	5,212,260	6,042,691
流動負債合計	573,999,921	580,020,821
負債合計	573,999,921	580,020,821
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	27,984,646,320	29,088,094,560
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	222,642,174,981	281,020,654,525
(分配準備積立金)	101,227,520,507	134,433,122,891
元本等合計	250,626,821,301	310,108,749,085
純資産合計	250,626,821,301	310,108,749,085
負債純資産合計	251,200,821,222	310,688,769,906

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期		第23期	
	自	2023年10月27日	自	2024年10月29日
	至	2024年10月28日	至	2025年10月27日
<b>営業収益</b>				
受取利息		324,624		1,627,991
有価証券売買等損益		68,477,506,329		49,643,923,392
営業収益合計		68,477,830,953		49,645,551,383
<b>営業費用</b>				
支払利息		6,878		-
受託者報酬		47,316,580		58,258,773
委託者報酬		283,900,208		349,553,336
その他費用		9,463,227		11,651,658
営業費用合計		340,686,893		419,463,767
営業利益又は営業損失(△)		68,137,144,060		49,226,087,616
経常利益又は経常損失(△)		68,137,144,060		49,226,087,616
当期純利益又は当期純損失(△)		68,137,144,060		49,226,087,616
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		6,218,898,731		890,460,274
期首剰余金又は期首欠損金(△)		138,366,647,091		222,642,174,981
剰余金増加額又は欠損金減少額		48,353,575,458		47,161,041,392
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		48,353,575,458		47,161,041,392
剰余金減少額又は欠損金増加額		25,996,292,897		37,118,189,190
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		25,996,292,897		37,118,189,190
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		222,642,174,981		281,020,654,525

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月27日から翌年10月26日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとし、当計算期間は2024年10月29日から2025年10月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		第22期 2024年10月28日現在	第23期 2025年10月27日現在
1.	期首元本額	25,618,330,619円	27,984,646,320円
	期中追加設定元本額	7,046,194,463円	5,764,558,792円
	期中一部解約元本額	4,679,878,762円	4,661,110,552円
2.	受益権の総数	27,984,646,320口	29,088,094,560口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期 自2023年10月27日 至2024年10月28日		第23期 自2024年10月29日 至2025年10月27日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 3,536,901,289円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 3,961,309,193円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 58,381,344,040円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 44,374,318,149円
C	信託約款に定める収益調整金 121,414,654,474円	C	信託約款に定める収益調整金 146,587,531,634円
D	信託約款に定める分配準備積立 金 39,309,275,178円	D	信託約款に定める分配準備積立 金 86,097,495,549円
E	分配対象収益 (A+B+C+D) 222,642,174,981円	E	分配対象収益 (A+B+C+D) 281,020,654,525円
F	分配対象収益 (1万口当たり) 79,558円	F	分配対象収益 (1万口当たり) 96,610円
G	分配金額 0円	G	分配金額 0円
H	分配金額 (1万口当たり) 0円	H	分配金額 (1万口当たり) 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第22期 自2023年10月27日 至2024年10月28日	第23期 自2024年10月29日 至2025年10月27日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であ	同左

	るリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。
--	---

## II 金融商品の時価等に関する事項

	第22期 2024年10月28日現在	第23期 2025年10月27日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第22期 (2024年10月28日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	67,236,157,246
合計	67,236,157,246

第23期 (2025年10月27日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	49,664,359,206
合計	49,664,359,206

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第22期 2024年10月28日現在	第23期 2025年10月27日現在
1口当たり純資産額	8.9559円	10.6610円
(1万口当たり純資産額)	(89,559円)	(106,610円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI (ヘッジなし) マザーファンド	37,378,158,506	310,077,989,518	
合計		37,378,158,506	310,077,989,518	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI (ヘッジなし) マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI (ヘッジなし) マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2024年10月28日現在	2025年10月27日現在
資産の部		
流動資産		
預金	196,781,854	75,923,294
コール・ローン	5,409,605,502	5,461,720,711
株式	438,182,602,948	525,537,018,063
投資証券	8,771,913,614	8,611,367,091
派生商品評価勘定	274,493,130	357,478,776
未収入金	9,718	548,336
未収配当金	252,361,121	253,271,289
未収利息	34,698	72,808
差入委託証拠金	815,107,993	989,083,029
流動資産合計	453,902,910,578	541,286,483,397
資産合計	453,902,910,578	541,286,483,397
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,259,956	-
未払解約金	2,845,585,499	157,374,308
流動負債合計	2,851,845,455	157,374,308
負債合計	2,851,845,455	157,374,308
純資産の部		
元本等		
元本	64,836,376,772	65,229,867,567
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	386,214,688,351	475,899,241,522
元本等合計	451,051,065,123	541,129,109,089
純資産合計	451,051,065,123	541,129,109,089
負債純資産合計	453,902,910,578	541,286,483,397

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、新株予約権証券及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条及び第 61 条にしたがって処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

		2024 年 10 月 28 日現在	2025 年 10 月 27 日現在
1.	期首	2023 年 10 月 27 日	2024 年 10 月 29 日
	期首元本額	60,617,205,489 円	64,836,376,772 円
	期首からの追加設定元本額	10,662,451,336 円	7,275,291,584 円
	期首からの一部解約元本額	6,443,280,053 円	6,881,800,789 円
	元本の内訳 ※		
	インデックスファンド海外株式ヘッジなし（DC 専用）	36,022,586,256 円	37,378,158,506 円
	DC インデックスバランス（株式 20）	100,356,958 円	91,232,490 円
	DC インデックスバランス（株式 40）	290,891,069 円	274,736,945 円
	DC インデックスバランス（株式 60）	650,033,342 円	635,492,863 円
	DC インデックスバランス（株式 80）	835,188,038 円	875,553,099 円
	世界の財産 3 分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	969,197,889 円	782,549,040 円
	五大陸株式ファンド	3,418,980,544 円	3,502,119,663 円
	インデックス・アセットバランス・オープン（適格機関投資家向け）	62,045,402 円	54,302,779 円
	インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）	5,592,442,193 円	5,204,447,413 円
	グローバル 3 倍 3 分法ファンド（適格機関投資家向け）	6,883,396,555 円	4,733,586,653 円
	Tracers グローバル 3 分法（おとなのバランス）	19,839,881 円	31,195,400 円
	インデックスファンドMSCI オール・カンントリー（全世界株式）	4,097,981,363 円	5,907,366,787 円
	Tracers MSCI オール・カンントリー・インデックス（全世界株式）	613,069,842 円	834,383,954 円
	Ni つみインデックスラップ世界 10 指数（均等型）	574,085 円	694,015 円
	Ni つみインデックスラップ世界 10 指数（安定成長型）	240,690 円	254,483 円
	国際分散型ファンド 40（適格機関投資家向け）	968,780,337 円	725,099,546 円
	年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド（株式 2	12,378,193 円	10,678,745 円

0)	年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド (株式40)	39,937,025 円	34,712,825 円
0)	年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド (株式60)	64,723,731 円	60,538,524 円
0)	年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド (株式80)	68,162,879 円	66,750,618 円
	インデックスファンド海外株式 (ヘッジなし)	4,125,570,500 円	4,026,013,219 円
	計	64,836,376,772 円	65,229,867,567 円
2.	受益権の総数	64,836,376,772 口	65,229,867,567 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

	自 2023 年 10 月 27 日 至 2024 年 10 月 28 日	自 2024 年 10 月 29 日 至 2025 年 10 月 27 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

#### II 金融商品の時価等に関する事項

	2024 年 10 月 28 日現在	2025 年 10 月 27 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2024 年 10 月 28 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	104,829,778,640
投資証券	2,117,399,462
合計	106,947,178,102

(2025年10月27日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	76,323,976,549
投資証券	△246,220,571
合計	76,077,755,978

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2024年10月28日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	4,123,723,947	—	4,178,121,320	54,397,373
合計		4,123,723,947	—	4,178,121,320	54,397,373

(2025年10月27日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	6,808,131,425	—	6,985,952,150	177,820,725
合計		6,808,131,425	—	6,985,952,150	177,820,725

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (通貨関連)

(2024年10月28日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	3,272,090,160	—	3,488,457,135	216,366,975
	米ドル	2,795,176,030	—	2,993,232,360	198,056,330
	ユーロ	476,914,130	—	495,224,775	18,310,645
	売建	313,261,958	—	315,793,132	△2,531,174
	米ドル	228,120,000	—	230,145,000	△2,025,000
	ユーロ	72,432,968	—	72,879,532	△446,564
	豪ドル	12,708,990	—	12,768,600	△59,610
合計		3,585,352,118	—	3,804,250,267	213,835,801

(2025年10月27日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	5,404,255,169	—	5,583,913,220	179,658,051
	米ドル	4,641,876,270	—	4,802,261,390	160,385,120
	ユーロ	762,378,899	—	781,651,830	19,272,931
合計		5,404,255,169	—	5,583,913,220	179,658,051

## (注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

2024年10月28日現在		2025年10月27日現在	
1口当たり純資産額	6.9568円	1口当たり純資産額	8.2957円
(1万口当たり純資産額)	(69,568円)	(1万口当たり純資産額)	(82,957円)

附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	BAKER HUGHES CO	44,165	47.30	2,089,004.50	
	CHENIERE ENERGY INC	9,880	219.59	2,169,549.20	
	CHEVRON CORP	87,999	155.56	13,689,124.44	
	CONOCOPHILLIPS	57,092	88.03	5,025,808.76	
	COTERRA ENERGY INC	32,460	23.55	764,433.00	
	DEVON ENERGY CORPORATION	25,260	32.97	832,822.20	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	9,210	145.86	1,343,370.60	
	EOG RESOURCES INC	25,002	106.38	2,659,712.76	
	EQT CORP	26,950	53.70	1,447,215.00	
	EXPAND ENERGY CORP	8,220	103.77	852,989.40	
	EXXON MOBIL CORP	194,299	115.39	22,420,161.61	
	HALLIBURTON CO	37,607	26.55	998,465.85	
	KINDER MORGAN INC	88,560	25.86	2,290,161.60	
	MARATHON PETROLEUM CORP	14,922	196.22	2,927,994.84	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	34,561	42.57	1,471,261.77	
	ONEOK INC	28,150	68.61	1,931,371.50	
	PHILLIPS 66	18,855	134.98	2,545,047.90	
	SLB LTD	66,591	35.83	2,385,955.53	
	TARGA RESOURCES CORP	9,510	153.77	1,462,352.70	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	900	928.63	835,767.00	
	VALERO ENERGY CORP	14,682	171.05	2,511,356.10	
	WILLIAMS COS INC	53,564	57.48	3,078,858.72	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	9,925	254.91	2,529,981.75	
	AMCOR PLC	102,100	8.14	831,094.00	
AVERY DENNISON CORP	2,670	181.59	484,845.30		
BALL CORP	14,380	49.83	716,555.40		
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	7,820	86.47	676,195.40		
CORTEVA INC	29,832	63.66	1,899,105.12		

CRH PLC	30,740	120.17	3,694,025.80
CROWN HOLDINGS INC	5,525	98.85	546,146.25
DOW INC	31,205	24.81	774,196.05
DUPONT DE NEMOURS INC	19,162	81.01	1,552,313.62
ECOLAB INC	11,060	277.23	3,066,163.80
FREEPORT-MCMORAN INC	67,378	41.37	2,787,427.86
INTERNATIONAL PAPER CO	21,170	48.87	1,034,577.90
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	11,755	65.91	774,772.05
LINDE PLC	21,315	446.00	9,506,490.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	12,860	47.59	612,007.40
MARTIN MARIETTA MATERIALS	2,720	621.23	1,689,745.60
NEWMONT CORP	51,732	83.37	4,312,896.84
NUCOR CORP	9,679	138.70	1,342,477.30
PACKAGING CORP OF AMERICA	4,400	204.83	901,252.00
PPG INDUSTRIES INC	10,334	103.50	1,069,569.00
RELIANCE INC	2,770	277.13	767,650.10
RPM INTERNATIONAL INC	4,960	111.50	553,040.00
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	11,056	334.00	3,692,704.00
SMURFIT WESTROCK PLC	22,989	43.07	990,136.23
STEEL DYNAMICS INC	7,090	152.95	1,084,415.50
VULCAN MATERIALS CO	6,463	292.74	1,891,978.62
3M CO	24,006	168.50	4,045,011.00
AECOM	6,650	132.88	883,652.00
AERCAP HOLDINGS NV	8,630	121.90	1,051,997.00
ALLEGION PLC	2,980	167.30	498,554.00
AMETEK INC	10,233	187.14	1,915,003.62
AXON ENTERPRISE INC	3,150	735.95	2,318,242.50
BOEING CO/THE	33,712	221.35	7,462,151.20
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	5,240	124.06	650,074.40
CARLISLE COS INC	2,250	339.01	762,772.50
CARRIER GLOBAL CORP	35,878	57.84	2,075,183.52
CATERPILLAR INC	21,526	522.73	11,252,285.98
CNH INDUSTRIAL NV	40,400	10.78	435,512.00
CUMMINS INC	6,175	421.45	2,602,453.75
DEERE & CO	11,605	472.76	5,486,379.80
DOVER CORP	6,030	177.43	1,069,902.90

EATON CORP PLC	17,626	376.29	6,632,487.54
EMCOR GROUP INC	2,010	748.24	1,503,962.40
EMERSON ELECTRIC CO	24,700	132.68	3,277,196.00
FASTENAL CO	54,992	42.87	2,357,507.04
FERGUSON ENTERPRISES INC	9,140	249.17	2,277,413.80
FORTIVE CORP	14,854	49.47	734,827.38
GE VERNOVA INC	12,256	584.39	7,162,283.84
GENERAL DYNAMICS CORP	10,077	350.77	3,534,709.29
GENERAL ELECTRIC CO	47,867	303.87	14,545,345.29
GRACO INC	8,120	82.40	669,088.00
HEICO CORP	1,800	316.77	570,186.00
HEICO CORP-CLASS A	3,760	247.56	930,825.60
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	29,196	216.14	6,310,423.44
HOWMET AEROSPACE INC	17,943	198.51	3,561,864.93
HUBBELL INC	2,320	434.39	1,007,784.80
IDEX CORP	3,640	167.95	611,338.00
ILLINOIS TOOL WORKS	12,925	245.75	3,176,318.75
INGERSOLL-RAND INC	19,668	79.78	1,569,113.04
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	6,570	61.73	405,566.10
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	29,834	112.94	3,369,451.96
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	8,190	293.20	2,401,308.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	1,385	496.24	687,292.40
LOCKHEED MARTIN CORP	9,491	485.41	4,607,026.31
MASCO CORP	9,849	68.14	671,110.86
NORDSON CORP	2,345	235.90	553,185.50
NORTHROP GRUMMAN CORP	6,154	605.58	3,726,739.32
OTIS WORLDWIDE CORP	17,124	91.95	1,574,551.80
OWENS CORNING	3,550	127.74	453,477.00
PACCAR INC	24,946	100.13	2,497,842.98
PARKER HANNIFIN CORP	5,655	772.00	4,365,660.00
PENTAIR PLC	6,918	109.73	759,112.14
QUANTA SERVICES INC	6,380	440.93	2,813,133.40
ROCKET LAB CORP	19,400	64.56	1,252,464.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	5,178	356.48	1,845,853.44
RTX CORP	59,866	178.65	10,695,060.90
SNAP-ON INC	2,525	343.93	868,423.25

TEXTRON INC	7,956	81.22	646,186.32
TRANE TECHNOLOGIES PLC	9,976	425.87	4,248,479.12
TRANSDIGM GROUP INC	2,575	1,359.30	3,500,197.50
UNITED RENTALS INC	2,905	913.33	2,653,223.65
VERTIV HOLDINGS CO	16,440	186.06	3,058,826.40
WABTEC CORP	7,770	197.63	1,535,585.10
WATSCO INC	1,540	362.29	557,926.60
WW GRAINGER INC	2,067	968.41	2,001,703.47
XYLEM INC	10,898	148.25	1,615,628.50
AUTOMATIC DATA PROCESSING	18,391	280.94	5,166,767.54
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	5,910	91.40	540,174.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	5,230	232.29	1,214,876.70
CINTAS CORP	15,618	190.83	2,980,382.94
COPART INC	44,320	44.66	1,979,331.20
EQUIFAX INC	5,924	233.80	1,385,031.20
JACOBS SOLUTIONS INC	5,870	159.59	936,793.30
LEIDOS HOLDINGS INC	5,950	189.96	1,130,262.00
PAYCHEX INC	15,592	124.60	1,942,763.20
PAYCOM SOFTWARE INC	2,415	199.51	481,816.65
REPUBLIC SERVICES INC	9,560	223.09	2,132,740.40
ROLLINS INC	12,745	56.60	721,367.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	11,630	84.63	984,246.90
TRANSUNION	7,940	85.60	679,664.00
VERALTO CORP	11,363	104.65	1,189,137.95
VERISK ANALYTICS INC	6,310	234.94	1,482,471.40
WASTE CONNECTIONS INC	11,606	176.82	2,052,172.92
WASTE MANAGEMENT INC	18,274	214.66	3,922,696.84
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	4,930	126.06	621,475.80
CSX CORP	84,959	36.13	3,069,568.67
DELTA AIR LINES INC	8,345	60.95	508,627.75
EXPEDITORS INTL WASH INC	6,467	117.81	761,877.27
FEDEX CORP	10,298	241.15	2,483,362.70
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	123,700	5.85	723,645.00
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	3,750	165.11	619,162.50
NORFOLK SOUTHERN CORP	9,745	280.50	2,733,472.50
OLD DOMINION FREIGHT LINE	8,800	136.12	1,197,856.00

U-HAUL HOLDING CO	5,335	50.70	270,484.50
UBER TECHNOLOGIES INC	89,520	94.07	8,421,146.40
UNION PACIFIC CORP	26,956	216.61	5,838,939.16
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	3,620	99.31	359,502.20
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	32,167	87.22	2,805,605.74
APTIV PLC	12,290	86.19	1,059,275.10
FORD MOTOR COMPANY	170,845	13.84	2,364,494.80
GENERAL MOTORS CORP	45,155	69.66	3,145,497.30
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	34,740	12.98	450,925.20
TESLA INC	130,155	433.72	56,450,826.60
DECKERS OUTDOOR CORP	6,980	86.94	606,841.20
DR HORTON INC	12,896	157.95	2,036,923.20
GARMIN LTD	7,025	250.45	1,759,411.25
LENNAR CORP-CL A	9,460	127.57	1,206,812.20
LULULEMON ATHLETICA INC	5,130	178.17	914,012.10
NIKE INC -CL B	52,908	69.11	3,656,471.88
NVR INC	138	7,430.92	1,025,466.96
PULTE GROUP INC	8,850	120.53	1,066,690.50
TAPESTRY INC	9,340	114.71	1,071,391.40
AIRBNB INC-CLASS A	19,500	127.99	2,495,805.00
BOOKING HOLDINGS INC	1,478	5,146.16	7,606,024.48
CARNIVAL CORP	46,517	29.40	1,367,599.80
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	60,210	41.19	2,480,049.90
DARDEN RESTAURANTS INC	4,853	184.82	896,931.46
DOMINO'S PIZZA INC	1,775	414.86	736,376.50
DOORDASH INC - A	15,820	258.15	4,083,933.00
DRAFTKINGS INC-CL A	20,420	33.00	673,860.00
EXPEDIA GROUP INC	5,582	218.85	1,221,620.70
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	7,820	243.92	1,907,454.40
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	10,650	267.77	2,851,750.50
HYATT HOTELS CORP - CL A	1,680	148.87	250,101.60
LAS VEGAS SANDS CORP	16,310	57.60	939,456.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	10,673	271.32	2,895,798.36
MCDONALD'S CORP	32,221	305.79	9,852,859.59
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	11,988	316.45	3,793,602.60
STARBUCKS CORP	51,004	86.09	4,390,934.36

YUM! BRANDS INC	12,704	143.36	1,821,245.44
ALPHABET INC-CL A	262,240	259.92	68,161,420.80
ALPHABET INC-CL C	222,440	260.51	57,947,844.40
CHARTER COMMUNICATION-A	4,181	244.20	1,021,000.20
COMCAST CORP-CLASS A	169,614	29.28	4,966,297.92
ELECTRONIC ARTS INC	10,834	200.84	2,175,900.56
FOX CORP - CLASS A	11,624	59.38	690,233.12
FOX CORP- CLASS B	5,466	52.90	289,151.40
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	10,280	94.65	973,002.00
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	7,630	152.86	1,166,321.80
META PLATFORMS INC-CLASS A	97,950	738.36	72,322,362.00
NETFLIX INC	19,220	1,094.69	21,039,941.80
NEWS CORP - CLASS A	14,750	26.32	388,220.00
OMNICOM GROUP	9,397	79.00	742,363.00
PINTEREST INC- CLASS A	27,330	33.97	928,400.10
REDDIT INC-CL A	4,680	214.20	1,002,456.00
ROBLOX CORP -CLASS A	25,000	127.71	3,192,750.00
SNAP INC - A	45,300	7.95	360,135.00
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	6,910	645.78	4,462,339.80
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	8,560	255.12	2,183,827.20
THE WALT DISNEY CO.	81,072	111.68	9,054,120.96
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	20,050	52.00	1,042,600.00
WARNER BROS DISCOVERY INC	104,130	21.15	2,202,349.50
AMAZON.COM INC	430,500	224.21	96,522,405.00
AUTOZONE INC	752	3,805.56	2,861,781.12
BEST BUY CO INC	9,374	83.26	780,479.24
BURLINGTON STORES INC	2,935	268.86	789,104.10
CARVANA CO	5,390	351.20	1,892,968.00
DICK'S SPORTING GOODS INC	2,600	225.38	585,988.00
EBAY INC	21,897	97.20	2,128,388.40
GENUINE PARTS CO	5,751	130.93	752,978.43
HOME DEPOT INC	44,785	386.68	17,317,463.80
LOWE'S COS INC	25,162	242.71	6,107,069.02
MERCADOLIBRE INC	2,060	2,161.11	4,451,886.60
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	39,150	97.27	3,808,120.50
POOL CORP	1,540	293.75	452,375.00

ROSS STORES INC	14,742	156.75	2,310,808.50
SEA LTD-ADR	17,590	154.66	2,720,469.40
TJX COMPANIES INC	50,006	141.91	7,096,351.46
TRACTOR SUPPLY COMPANY	26,730	56.28	1,504,364.40
ULTA BEAUTY INC	2,100	517.66	1,087,086.00
WILLIAMS-SONOMA INC	4,690	189.09	886,832.10
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	17,570	18.65	327,680.50
COSTCO WHOLESALE CORP	19,919	932.14	18,567,296.66
DOLLAR GENERAL CORP	9,855	101.99	1,005,111.45
DOLLAR TREE INC	8,986	99.05	890,063.30
KROGER CO	25,930	67.11	1,740,162.30
SYSCO CORP	24,016	77.35	1,857,637.60
TARGET CORP	21,540	94.26	2,030,360.40
WALMART INC	198,046	106.17	21,026,543.82
ALTRIA GROUP INC	75,688	64.67	4,894,742.96
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	22,143	63.33	1,402,316.19
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	8,490	27.95	237,295.50
BUNGE GLOBAL SA	5,847	97.80	571,836.60
COCA-COLA CO/THE	184,322	69.71	12,849,086.62
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	10,150	91.45	928,217.50
CONSTELLATION BRANDS INC-A	8,120	139.62	1,133,714.40
GENERAL MILLS INC	25,189	47.41	1,194,210.49
HERSHEY CO/THE	6,245	179.38	1,120,228.10
HORMEL FOODS CORP	15,290	23.83	364,360.70
JM SMUCKER CO/THE	3,590	102.14	366,682.60
KELLANOVA	12,848	83.03	1,066,769.44
KEURIG DR PEPPER INC	55,850	27.16	1,516,886.00
KRAFT HEINZ CO/THE	45,541	25.25	1,149,910.25
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	10,420	66.85	696,577.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	7,570	45.44	343,980.80
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	55,785	60.77	3,390,054.45
MONSTER BEVERAGE CORP	31,880	69.69	2,221,717.20
PEPSICO INC	61,471	151.55	9,315,930.05
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	70,188	157.62	11,063,032.56
TYSON FOODS INC-CL A	12,336	51.38	633,823.68
CHURCH & DWIGHT CO INC	10,310	85.89	885,525.90

CLOROX COMPANY	5,266	115.85	610,066.10
COLGATE-PALMOLIVE CO	33,970	78.00	2,649,660.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	10,080	102.16	1,029,772.80
KENVUE INC	85,740	15.00	1,286,100.00
KIMBERLY-CLARK CORP	14,753	118.93	1,754,574.29
PROCTER & GAMBLE CO	105,289	152.49	16,055,519.61
ABBOTT LABORATORIES	77,776	126.85	9,865,885.60
ALIGN TECHNOLOGY INC	3,060	135.21	413,742.60
BAXTER INTERNATIONAL INC	23,599	23.02	543,248.98
BECTON DICKINSON AND CO	13,447	185.83	2,498,856.01
BOSTON SCIENTIFIC CORP	66,568	101.11	6,730,690.48
CARDINAL HEALTH INC	10,305	161.89	1,668,276.45
CENCORA INC	7,964	332.71	2,649,702.44
CENTENE CORP	22,417	34.07	763,747.19
CIGNA GROUP/THE	12,620	301.78	3,808,463.60
COOPER COS INC/THE	9,240	73.51	679,232.40
CVS HEALTH CORP	57,318	81.93	4,696,063.74
DAVITA INC	2,108	129.19	272,332.52
DEXCOM INC	18,760	70.33	1,319,390.80
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	26,110	76.10	1,986,971.00
ELEVANCE HEALTH INC	10,551	342.35	3,612,134.85
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	21,775	78.14	1,701,498.50
HCA HEALTHCARE INC	8,580	447.04	3,835,603.20
HOLOGIC INC	9,858	73.99	729,393.42
HUMANA INC	4,785	290.65	1,390,760.25
IDEXX LABORATORIES INC	3,720	640.85	2,383,962.00
INSULET CORP	3,305	320.91	1,060,607.55
INTUITIVE SURGICAL INC	16,135	546.51	8,817,938.85
LABCORP HOLDINGS INC	4,005	279.49	1,119,357.45
MCKESSON CORP	5,799	801.67	4,648,884.33
MEDTRONIC PLC	57,828	93.67	5,416,748.76
MOLINA HEALTHCARE INC	2,105	163.32	343,788.60
QUEST DIAGNOSTICS	5,276	182.18	961,181.68
RESMED INC	6,510	259.49	1,689,279.90
SOLVENTUM CORP	7,124	71.44	508,938.56
STERIS PLC	4,240	240.76	1,020,822.40

STRYKER CORP	15,483	381.79	5,911,254.57
UNITEDHEALTH GROUP INC	41,250	362.50	14,953,125.00
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	2,720	210.68	573,049.60
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS-A	6,870	293.02	2,013,047.40
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	9,902	103.03	1,020,203.06
ABBVIE INC	79,426	227.99	18,108,333.74
AGILENT TECHNOLOGIES INC	12,750	148.03	1,887,382.50
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	5,870	463.43	2,720,334.10
AMGEN INC	24,211	291.76	7,063,801.36
BIOGEN INC	6,663	149.89	998,717.07
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	8,380	54.48	456,542.40
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	92,365	43.83	4,048,357.95
DANAHER CORP	28,949	223.01	6,455,916.49
ELI LILLY & CO	36,214	825.45	29,892,846.30
GILEAD SCIENCES INC	55,804	120.94	6,748,935.76
ILLUMINA INC	6,855	100.11	686,254.05
INCYTE CORP	7,670	91.28	700,117.60
IQVIA HOLDINGS INC	8,208	220.52	1,810,028.16
JOHNSON & JOHNSON	108,521	190.40	20,662,398.40
MERCK & CO. INC.	113,363	87.49	9,918,128.87
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	965	1,434.32	1,384,118.80
NATERA INC	5,520	192.51	1,062,655.20
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	5,140	144.00	740,160.00
PFIZER INC	255,080	24.76	6,315,780.80
REGENERON PHARMACEUTICALS	4,730	577.95	2,733,703.50
REVVITY INC	6,500	98.89	642,785.00
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	18,800	37.26	700,488.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	49,020	18.95	928,929.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	16,989	572.50	9,726,202.50
UNITED THERAPEUTICS CORP	1,900	418.58	795,302.00
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	11,495	421.39	4,843,878.05
WATERS CORP	2,661	359.50	956,629.50
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	3,320	297.47	987,600.40
ZOETIS INC	20,055	145.94	2,926,826.70
BANK OF AMERICA CORP	324,379	52.57	17,052,604.03
CITIGROUP INC	84,717	98.78	8,368,345.26

CITIZENS FINANCIAL GROUP	19,310	52.18	1,007,595.80
FIFTH THIRD BANCORP	29,319	42.63	1,249,868.97
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	450	1,775.21	798,844.50
HUNTINGTON BANCSHARES INC	61,450	16.07	987,501.50
JPMORGAN CHASE & CO	125,680	300.44	37,759,299.20
KEYCORP	32,808	17.82	584,638.56
M & T BANK CORP	7,483	185.23	1,386,076.09
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	17,350	186.44	3,234,734.00
REGIONS FINANCIAL CORP	40,884	24.57	1,004,519.88
TRUIST FINANCIAL CORP	59,360	44.19	2,623,118.40
US BANCORP	69,161	48.26	3,337,709.86
WELLS FARGO & CO	147,060	86.41	12,707,454.60
AFFIRM HOLDINGS INC	12,040	75.39	907,695.60
AMERICAN EXPRESS CO	25,254	357.56	9,029,820.24
AMERIPRISE FINANCIAL INC	4,225	479.18	2,024,535.50
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	19,300	125.00	2,412,500.00
ARES MANAGEMENT CORP-A	8,510	149.34	1,270,883.40
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	32,742	107.99	3,535,808.58
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	61,070	492.10	30,052,547.00
BLACKROCK INC	6,625	1,136.63	7,530,173.75
BLACKSTONE INC	32,760	154.60	5,064,696.00
BLOCK INC	25,180	79.54	2,002,817.20
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	28,895	225.01	6,501,663.95
CARLYLE GROUP INC/THE	11,690	58.48	683,631.20
CBOE GLOBAL MARKETS INC	4,570	238.75	1,091,087.50
CME GROUP INC	16,180	269.54	4,361,157.20
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	9,100	354.46	3,225,586.00
COREBRIDGE FINANCIAL INC	12,150	32.26	391,959.00
CORPAY INC	2,880	284.38	819,014.40
EQUITABLE HOLDINGS INC	14,420	48.88	704,849.60
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,590	285.30	453,627.00
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	24,878	67.79	1,686,479.62
FISERV INC	25,064	125.17	3,137,260.88
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	2,500	178.38	445,950.00
GLOBAL PAYMENTS INC	10,989	87.36	959,999.04
GOLDMAN SACHS GROUP INC	14,008	783.88	10,980,591.04

INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	19,160	68.75	1,317,250.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	25,800	157.65	4,067,370.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	3,200	155.83	498,656.00
KKR & CO INC -A	28,170	121.24	3,415,330.80
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	3,195	340.25	1,087,098.75
MASTERCARD INC - A	38,580	573.67	22,132,188.60
MOODY'S CORP	7,462	490.82	3,662,498.84
MORGAN STANLEY	54,463	163.86	8,924,307.18
MSCI INC	3,545	542.29	1,922,418.05
NASDAQ INC	19,695	88.44	1,741,825.80
NORTHERN TRUST CORP	9,930	126.03	1,251,477.90
PAYPAL HOLDINGS INC	42,267	69.77	2,948,968.59
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	8,470	162.44	1,375,866.80
ROBINHOOD MARKETS INC - A	34,190	139.79	4,779,420.10
ROCKET COS INC-CLASS A	45,000	17.87	804,150.00
S&P GLOBAL INC	14,130	489.45	6,915,928.50
SCHWAB (CHARLES) CORP	77,543	94.42	7,321,610.06
SOFI TECHNOLOGIES INC	49,700	29.01	1,441,797.00
STATE STREET CORP	12,947	116.12	1,503,405.64
SYNCHRONY FINANCIAL	17,560	74.84	1,314,190.40
T ROWE PRICE GROUP INC	10,315	103.55	1,068,118.25
TOAST INC-CLASS A	20,700	38.36	794,052.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	6,070	110.95	673,466.50
VISA INC-CLASS A SHARES	77,442	347.38	26,901,801.96
AFLAC INC	23,424	107.18	2,510,584.32
ALLSTATE CORP	11,683	193.19	2,257,038.77
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	2,660	132.22	351,705.20
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	25,185	79.00	1,989,615.00
AON PLC	9,067	337.73	3,062,197.91
ARCH CAPITAL GROUP LTD	16,205	87.15	1,412,265.75
ARTHUR J GALLAGHER & CO	11,380	280.73	3,194,707.40
BROWN & BROWN INC	13,040	88.00	1,147,520.00
CHUBB LTD	17,095	281.94	4,819,764.30
CINCINNATI FINANCIAL CORP	7,350	156.67	1,151,524.50
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	1,090	324.67	353,890.30
EVEREST GROUP LTD	1,989	348.94	694,041.66

FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	11,071	57.12	632,375.52
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	12,382	125.11	1,549,112.02
LOEWS CORP	8,155	100.05	815,907.75
MARKEL GROUP INC	530	1,878.89	995,811.70
MARSH & MCLENNAN COS	22,128	186.55	4,127,978.40
METLIFE INC	26,335	78.68	2,072,037.80
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	9,520	79.62	757,982.40
PROGRESSIVE CORP	26,380	219.09	5,779,594.20
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	17,262	102.18	1,763,831.16
TRAVELERS COS INC/THE	10,189	269.89	2,749,909.21
WILLIS TOWERS WATSON PLC	4,638	328.34	1,522,840.92
WR BERKLEY CORP	12,136	75.03	910,564.08
ACCENTURE PLC-CL A	28,043	247.65	6,944,848.95
ADOBE INC	19,189	353.52	6,783,695.28
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	6,030	75.05	452,551.50
APPLOVIN CORP-CLASS A	10,370	620.00	6,429,400.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	7,230	162.64	1,175,887.20
AUTODESK INC	9,390	312.88	2,937,943.20
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	8,020	51.73	414,874.60
CADENCE DESIGN SYS INC	12,410	345.10	4,282,691.00
CHECK POINT SOFTWARE TECH	3,840	192.00	737,280.00
CLOUDFLARE INC-CLASS A	13,610	217.85	2,964,938.50
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	21,758	67.86	1,476,497.88
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	11,085	527.32	5,845,342.20
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	2,390	511.93	1,223,512.70
DATADOG INC-CLASS A	12,810	156.47	2,004,380.70
DOCUSIGN INC	8,320	71.49	594,796.80
DYNATRACE INC	12,980	50.31	653,023.80
FAIR ISAAC CORP	1,090	1,667.00	1,817,030.00
FORTINET INC	30,895	85.56	2,643,376.20
GARTNER INC	3,340	250.21	835,701.40
GEN DIGITAL INC	24,365	27.22	663,215.30
GODADDY INC-CLASS A	6,340	130.94	830,159.60
HUBSPOT INC	2,245	469.67	1,054,409.15
INTL BUSINESS MACHINES CORP	41,592	307.46	12,787,876.32
INTUIT INC	12,611	683.09	8,614,447.99

MICROSOFT CORP	318,484	523.61	166,761,407.24
MONDAY.COM LTD	1,740	197.41	343,493.40
MONGODB INC	3,420	333.57	1,140,809.40
NUTANIX INC - A	10,900	70.02	763,218.00
OKTA INC	7,610	89.07	677,822.70
ORACLE CORP	75,583	283.33	21,414,931.39
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	102,030	184.63	18,837,798.90
PALO ALTO NETWORKS INC	29,870	217.11	6,485,075.70
PTC INC	5,250	204.81	1,075,252.50
ROPER TECHNOLOGIES INC	4,900	478.80	2,346,120.00
SALESFORCE INC	43,366	254.83	11,050,957.78
SAMSARA INC-CL A	11,670	39.25	458,047.50
SERVICENOW INC	9,345	930.17	8,692,438.65
SNOWFLAKE INC	14,510	257.94	3,742,709.40
STRATEGY INC-CL A	11,220	289.08	3,243,477.60
SYNOPSYS INC	8,289	464.18	3,847,588.02
TWILIO INC - A	7,225	112.56	813,246.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	2,110	508.66	1,073,272.60
VERISIGN INC	4,160	247.08	1,027,852.80
WIX.COM LTD	2,280	140.91	321,274.80
WORKDAY INC-CLASS A	10,390	242.75	2,522,172.50
ZOOM COMMUNICATIONS INC	11,170	84.28	941,407.60
ZSCALER INC	4,590	323.00	1,482,570.00
AMPHENOL CORP-CL A	54,220	133.82	7,255,720.40
APPLE INC	673,834	262.82	177,097,051.88
ARISTA NETWORKS INC	47,970	153.82	7,378,745.40
CDW CORP/DE	5,895	158.16	932,353.20
CISCO SYSTEMS INC	179,400	70.63	12,671,022.00
CORNING INC	36,848	87.41	3,220,883.68
DELL TECHNOLOGIES -C	15,092	158.64	2,394,194.88
F5 INC	2,425	298.34	723,474.50
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	57,545	23.50	1,352,307.50
HP INC	43,415	27.66	1,200,858.90
JABIL INC	5,160	212.44	1,096,190.40
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	7,630	169.47	1,293,056.10
MOTOROLA SOLUTIONS INC	7,290	438.98	3,200,164.20

NETAPP INC	9,416	116.64	1,098,282.24
PURE STORAGE INC - CLASS A	14,030	93.79	1,315,873.70
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	9,164	234.12	2,145,475.68
SUPER MICRO COMPUTER INC	22,890	48.29	1,105,358.10
TE CONNECTIVITY PLC	13,715	235.65	3,231,939.75
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	2,020	532.09	1,074,821.80
TRIMBLE INC	11,410	81.42	929,002.20
WESTERN DIGITAL CORP	15,778	129.43	2,042,146.54
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	2,435	308.82	751,976.70
AT&T INC	323,397	25.14	8,130,200.58
T-MOBILE US INC	23,019	217.77	5,012,847.63
VERIZON COMMUNICATIONS INC	190,037	38.82	7,377,236.34
ALLIANT ENERGY CORP	12,150	68.97	837,985.50
AMEREN CORPORATION	12,892	104.28	1,344,377.76
AMERICAN ELECTRIC POWER	25,228	115.98	2,925,943.44
AMERICAN WATER WORKS CO INC	9,295	141.59	1,316,079.05
ATMOS ENERGY CORP	6,760	175.93	1,189,286.80
CENTERPOINT ENERGY INC	31,272	39.53	1,236,182.16
CMS ENERGY CORP	12,560	74.75	938,860.00
CONSOLIDATED EDISON INC	16,876	100.04	1,688,275.04
CONSTELLATION ENERGY	14,138	389.19	5,502,368.22
DOMINION ENERGY INC	36,341	61.06	2,218,981.46
DTE ENERGY COMPANY	10,458	141.84	1,483,362.72
DUKE ENERGY CORP	35,016	127.37	4,459,987.92
EDISON INTERNATIONAL	16,329	57.81	943,979.49
ENTERGY CORP	18,494	96.58	1,786,150.52
ESSENTIAL UTILITIES INC	11,210	41.21	461,964.10
EVERGY INC	12,230	77.96	953,450.80
EVERSOURCE ENERGY	17,540	74.67	1,309,711.80
EXELON CORP	43,056	48.03	2,068,194.96
FIRSTENERGY CORP	23,295	46.64	1,086,478.80
NEXTERA ENERGY INC	92,610	84.41	7,817,210.10
NISOURCE INC	23,010	43.63	1,003,926.30
NRG ENERGY INC	9,770	170.36	1,664,417.20
P G & E CORP	107,270	16.40	1,759,228.00
PPL CORP	30,338	37.35	1,133,124.30

	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	22,058	83.11	1,833,240.38	
	SEMPRA	28,464	92.78	2,640,889.92	
	SOUTHERN CO	49,235	95.88	4,720,651.80	
	VISTRA CORP	15,370	201.47	3,096,593.90	
	WEC ENERGY GROUP INC	14,270	115.83	1,652,894.10	
	XCEL ENERGY INC	25,054	80.39	2,014,091.06	
	ADVANCED MICRO DEVICES	72,954	252.92	18,451,525.68	
	ANALOG DEVICES INC	22,177	238.01	5,278,347.77	
	APPLIED MATERIALS INC	36,683	228.75	8,391,236.25	
	BROADCOM INC	200,950	354.13	71,162,423.50	
	ENTEGRIS INC	6,650	91.52	608,608.00	
	FIRST SOLAR INC	4,560	241.41	1,100,829.60	
	INTEL CORP	197,662	38.28	7,566,501.36	
	KLA CORP	5,944	1,182.82	7,030,682.08	
	LAM RESEARCH CORP	57,420	151.68	8,709,465.60	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	40,754	84.13	3,428,634.02	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	23,418	63.17	1,479,315.06	
	MICRON TECHNOLOGY INC	50,067	219.02	10,965,674.34	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	2,200	1,074.91	2,364,802.00	
	NVIDIA CORP	1,100,580	186.26	204,994,030.80	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	10,887	219.16	2,385,994.92	
	ON SEMICONDUCTOR CORP	19,180	50.71	972,617.80	
	QUALCOMM INC	49,832	168.94	8,418,618.08	
	TERADYNE INC	6,880	144.28	992,646.40	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	41,102	169.13	6,951,581.26	
	CBRE GROUP INC - A	13,850	162.96	2,256,996.00	
	COSTAR GROUP INC	18,730	77.89	1,458,879.70	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	60,700	6.21	376,947.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	8,560	77.12	660,147.20	
米ドル小計		16,458,802		2,639,517,066.71 (403,846,111,206)	
加ドル	ARC RESOURCES LTD	25,510	25.41	648,209.10	
	CAMECO CORP	19,282	123.39	2,379,205.98	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	93,918	43.78	4,111,730.04	
	CENOVUS ENERGY INC	68,613	23.91	1,640,536.83	
	ENBRIDGE INC	97,807	65.65	6,421,029.55	

IMPERIAL OIL LTD	8,922	127.26	1,135,413.72
KEYERA CORP	8,460	42.84	362,426.40
PEMBINA PIPELINE CORP	26,182	53.26	1,394,453.32
SUNCOR ENERGY INC	53,489	55.73	2,980,941.97
TC ENERGY CORP	45,033	70.55	3,177,078.15
TOURMALINE OIL CORP	15,980	61.94	989,801.20
WHITECAP RESOURCES INC	52,000	10.63	552,760.00
AGNICO EAGLE MINES LTD	22,126	228.58	5,057,561.08
ALAMOS GOLD INC-CLASS A	19,100	44.17	843,647.00
BARRICK MINING CORP	84,324	45.49	3,835,898.76
CCL INDUSTRIES INC - CL B	5,750	81.06	466,095.00
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	22,650	30.34	687,201.00
FRANCO-NEVADA CORP	8,575	266.00	2,280,950.00
IVANHOE MINES LTD-CL A	38,020	14.83	563,836.60
KINROSS GOLD CORP	55,925	33.52	1,874,606.00
LUNDIN GOLD INC	4,910	95.77	470,230.70
LUNDIN MINING CORP	33,070	20.75	686,202.50
NUTRIEN LTD	24,688	81.42	2,010,096.96
PAN AMERICAN SILVER CORP	16,410	50.88	834,940.80
TECK RESOURCES LTD-CLS B	21,725	59.52	1,293,072.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	21,255	137.43	2,921,074.65
ATKINSREALIS GROUP INC	7,460	97.71	728,916.60
BOMBARDIER INC-B	3,950	194.67	768,946.50
CAE INC	14,175	40.15	569,126.25
STANTEC INC	5,720	156.84	897,124.80
TOROMONT INDUSTRIES LTD	3,260	162.61	530,108.60
WSP GLOBAL INC	5,800	276.16	1,601,728.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	21,040	37.71	793,418.40
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	10,040	63.77	640,250.80
RB GLOBAL INC	9,680	142.50	1,379,400.00
THOMSON REUTERS CORP	7,350	227.55	1,672,492.50
CANADIAN NATL RAILWAY CO	23,418	133.43	3,124,663.74
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	41,421	105.64	4,375,714.44
TFI INTERNATIONAL INC	3,210	126.90	407,349.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	10,668	64.69	690,112.92
GILDAN ACTIVEWEAR INC	7,040	84.60	595,584.00

RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	12,858	94.40	1,213,795.20
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	2,250	172.69	388,552.50
DOLLARAMA INC	12,990	185.78	2,413,282.20
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	34,600	74.47	2,576,662.00
EMPIRE CO LTD 'A'	6,950	48.41	336,449.50
LOBLAW COMPANIES LTD	25,356	57.95	1,469,380.20
METRO INC	9,570	94.47	904,077.90
WESTON (GEORGE) LTD	8,424	88.01	741,396.24
SAPUTO INC	9,620	34.37	330,639.40
BANK OF MONTREAL	33,951	177.23	6,017,135.73
BANK OF NOVA SCOTIA	58,339	90.68	5,290,180.52
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	42,300	115.26	4,875,498.00
NATIONAL BANK OF CANADA	17,290	154.46	2,670,613.40
ROYAL BANK OF CANADA	63,729	206.89	13,184,892.81
TORONTO-DOMINION BANK	78,370	113.35	8,883,239.50
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	15,919	76.13	1,211,913.47
BROOKFIELD CORP	91,768	64.67	5,934,636.56
IGM FINANCIAL INC	1,665	54.29	90,392.85
TMX GROUP LTD	9,380	50.55	474,159.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	900	2,312.26	2,081,034.00
GREAT-WEST LIFE CO INC	11,324	59.25	670,947.00
IA FINANCIAL CORP INC	4,075	163.34	665,610.50
INTACT FINANCIAL CORP	8,735	262.70	2,294,684.50
MANULIFE FINANCIAL CORP	78,291	45.67	3,575,549.97
POWER CORP OF CANADA	27,929	63.71	1,779,356.59
SUN LIFE FINANCIAL INC	24,774	85.98	2,130,068.52
CGI INC	9,510	122.27	1,162,787.70
CONSTELLATION SOFTWARE INC	925	3,782.39	3,498,710.75
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	3,740	134.95	504,713.00
OPEN TEXT CORP	11,190	55.10	616,569.00
SHOPIFY INC - CLASS-A	55,140	242.12	13,350,496.80
CELESTICA INC	5,120	415.50	2,127,360.00
BCE INC	3,000	33.33	99,990.00
ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	16,655	55.05	916,857.75
TELUS CORP	12,662	21.08	266,914.96
ALTAGAS LTD	11,170	42.69	476,847.30

	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	5,445	56.89	309,766.05
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	7,450	40.20	299,490.00
	EMERA INC	15,550	69.17	1,075,593.50
	FORTIS INC	22,635	71.96	1,628,814.60
	HYDRO ONE LTD	13,230	52.56	695,368.80
	FIRSTSERVICE CORP	1,500	230.39	345,585.00
加ドル小計		1,954,235		167,973,949.13 (18,372,990,555)
ユーロ	ENI SPA	100,696	15.83	1,594,621.85
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	18,755	16.91	317,240.82
	NESTE OYJ	18,710	18.30	342,393.00
	OMV AG	5,480	46.16	252,956.80
	REPSOL SA	54,849	15.47	848,514.03
	TENARIS SA	13,735	15.52	213,235.87
	TOTALENERGIES SE	91,837	53.91	4,950,932.67
	AIR LIQUIDE SA	25,994	172.50	4,483,965.00
	AKZO NOBEL	6,937	60.68	420,937.16
	ARCELORMITTAL	20,552	33.72	693,013.44
	ARKEMA	2,215	53.25	117,948.75
	BASF SE	39,385	43.72	1,721,912.20
	COVESTRO AG-TEND	7,410	60.50	448,305.00
	DSM-FIRMENICH AG	8,752	75.88	664,101.76
	EVONIK INDUSTRIES AG	14,370	15.06	216,412.20
	HEIDELBERG MATERIALS AG	6,115	199.55	1,220,248.25
	STORA ENSO OYJ-R SHS	25,365	9.80	248,729.19
	SYENSQO SA	2,811	72.48	203,741.28
	SYMRISE AG	5,790	81.82	473,737.80
	UPM-KYMMENE OYJ	25,098	23.67	594,069.66
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	7,876	72.05	567,465.80
	AIRBUS GROUP SE	26,578	208.45	5,540,184.10
	ALSTOM	13,962	21.95	306,465.90
	BOUYGUES SA	8,460	41.11	347,790.60
	BRENTAG SE	6,865	50.38	345,858.70
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	20,336	90.38	1,837,967.68
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	21,636	35.43	766,563.48
	DASSAULT AVIATION SA	900	280.60	252,540.00

EIFFAGE	3,250	110.45	358,962.50
FERROVIAL SE	24,155	54.80	1,323,694.00
GEA GROUP AG	6,020	63.60	382,872.00
HENSOLDT AG	2,860	97.85	279,851.00
IMCD NV	2,700	95.10	256,770.00
KINGSPAN GROUP PLC	7,300	70.40	513,920.00
KNORR-BREMSE AG	2,970	81.25	241,312.50
KONE OYJ-B	13,614	58.44	795,602.16
LEGRAND SA	11,578	148.35	1,717,596.30
LEONARDO SPA	16,300	51.24	835,212.00
METSO CORPORATION	24,200	13.73	332,387.00
MTU AERO ENGINES AG	2,540	389.10	988,314.00
PRYSMIAN SPA	12,035	89.96	1,082,668.60
RATIONAL AG	230	665.00	152,950.00
REXEL SA	11,150	29.50	328,925.00
RHEINMETALL AG	1,955	1,764.00	3,448,620.00
SAFRAN SA	16,110	304.50	4,905,495.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	24,658	253.65	6,254,501.70
SIEMENS AG-REG	34,066	243.60	8,298,477.60
SIEMENS ENERGY AG	31,163	103.80	3,234,719.40
THALES SA	4,405	253.40	1,116,227.00
VINCI SA	22,380	120.40	2,694,552.00
WARTSILA OYJ ABP	25,650	26.91	690,241.50
BUREAU VERITAS SA	16,910	28.72	485,655.20
RANDSTAD NV	4,675	35.00	163,625.00
TELEPERFORMANCE	2,240	66.70	149,408.00
WOLTERS KLUWER	11,197	114.10	1,277,577.70
ADP	1,630	121.40	197,882.00
AENA SME SA	33,800	23.86	806,468.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	23,880	6.94	165,774.96
DEUTSCHE POST AG-REG	46,023	39.20	1,804,101.60
GETLINK	10,260	15.77	161,800.20
INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	56,400	4.69	264,572.40
RYANAIR HOLDINGS PLC	38,600	25.70	992,020.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	13,355	81.16	1,083,891.80
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	3,150	75.40	237,510.00

CONTINENTAL AG	4,385	64.48	282,744.80
DR ING HC F PORSCHE AG-PRF	4,380	47.16	206,560.80
FERRARI NV	5,459	353.90	1,931,940.10
MERCEDES-BENZ GROUP AG	33,252	53.75	1,787,295.00
MICHELIN (CGDE)	30,986	27.91	864,819.26
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	5,670	34.68	196,635.60
RENAULT SA	8,247	34.37	283,449.39
STELLANTIS NV	98,206	9.44	927,555.67
VOLKSWAGEN AG-PFD	9,083	90.52	822,193.16
ADIDAS AG	7,751	187.40	1,452,537.40
HERMES INTERNATIONAL	1,447	2,194.00	3,174,718.00
KERING	3,537	331.65	1,173,046.05
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	11,284	612.50	6,911,450.00
MONCLER SPA	10,320	53.42	551,294.40
ACCOR SA	10,106	45.18	456,589.08
AMADEUS IT GROUP SA	19,870	67.90	1,349,173.00
DELIVERY HERO SE	9,610	22.86	219,684.60
FDJ UNITED	3,900	26.40	102,960.00
SOLEXO SA	3,240	51.85	167,994.00
BOLLORE SE	33,530	4.91	164,900.54
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	2,660	79.95	212,667.00
PUBLICIS GROUPE	11,765	86.38	1,016,260.70
SCOUT24 SE	2,970	102.10	303,237.00
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	47,890	23.83	1,141,218.70
D' IETEREN GROUP	1,050	161.10	169,155.00
INDITEX	50,495	49.70	2,509,601.50
PROSUS NV	59,074	59.48	3,513,721.52
ZALANDO SE	12,340	26.42	326,022.80
CARREFOUR SA	22,633	12.97	293,550.01
JERONIMO MARTINS	15,585	20.22	315,128.70
KESKO OYJ-B SHS	10,930	19.21	209,965.30
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	40,028	36.84	1,474,631.52
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	43,951	52.76	2,318,854.76
DANONE	28,534	77.78	2,219,374.52
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	30,650	5.79	177,708.70
HEINEKEN HOLDING NV	7,005	60.25	422,051.25

HEINEKEN NV	12, 733	68. 80	876, 030. 40
JDE PEET' S NV	6, 290	31. 50	198, 135. 00
KERRY GROUP PLC-A	6, 460	83. 00	536, 180. 00
LOTUS BAKERIES	20	8, 130. 00	162, 600. 00
PERNOD-RICARD SA	9, 916	88. 20	874, 591. 20
BEIERSDORF AG	4, 375	94. 96	415, 450. 00
HENKEL AG & CO KGAA	4, 520	65. 80	297, 416. 00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	8, 923	71. 66	639, 422. 18
L' OREAL	10, 796	374. 70	4, 045, 261. 20
BIOMERIEUX	1, 690	113. 30	191, 477. 00
ESSILORLUXOTTICA	13, 545	313. 40	4, 245, 003. 00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	9, 583	47. 09	451, 263. 47
FRESENIUS SE & CO KGAA	18, 495	49. 00	906, 255. 00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	35, 438	24. 91	882, 760. 58
SIEMENS HEALTHINEERS AG	13, 430	49. 53	665, 187. 90
ARGENX SE	2, 835	702. 00	1, 990, 170. 00
BAYER AG-REG	43, 824	27. 77	1, 217, 211. 60
EUROFINS SCIENTIFIC	5, 050	62. 92	317, 746. 00
IPSEN	1, 600	121. 80	194, 880. 00
MERCK KGAA	5, 940	115. 05	683, 397. 00
ORION OYJ-CLASS B	4, 500	68. 35	307, 575. 00
QIAGEN N. V.	9, 792	42. 40	415, 229. 76
RECORDATI SPA	6, 440	51. 75	333, 270. 00
SANOFI	49, 856	88. 79	4, 426, 714. 24
SARTORIUS AG-VORZUG-PRF	1, 230	241. 30	296, 799. 00
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	1, 630	211. 60	344, 908. 00
UCB SA	5, 398	243. 20	1, 312, 793. 60
ABN AMRO BANK NV-CVA	23, 550	25. 11	591, 340. 50
AIB GROUP PLC	87, 400	7. 50	655, 500. 00
BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	86, 400	7. 08	611, 971. 20
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	256, 963	16. 90	4, 342, 674. 70
BANCO BPM SPA	49, 000	12. 18	597, 065. 00
BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	373, 800	0. 76	284, 088. 00
BANCO DE SABADELL SA	232, 000	3. 10	719, 896. 00
BANCO SANTANDER SA	685, 439	8. 37	5, 737, 809. 86
BANK OF IRELAND GROUP PLC	44, 790	13. 44	601, 977. 60

BANKINTER SA	30,600	12.69	388,314.00
BNP PARIBAS	46,642	68.48	3,194,044.16
BPER BANCA SPA	66,800	9.67	646,223.20
CAIXABANK S. A	176,250	8.80	1,552,410.00
COMMERZBANK AG	34,744	30.24	1,050,658.56
CREDIT AGRICOLE SA	49,662	16.33	811,228.77
ERSTE GROUP BANK AG	15,328	82.30	1,261,494.40
FINECOBANK SPA	23,540	19.21	452,321.10
ING GROEP NV-CVA	146,925	20.65	3,034,001.25
INTESA SANPAOLO	642,593	5.46	3,509,842.96
KBC GROEP NV	11,219	101.00	1,133,119.00
NORDEA BANK ABP	144,232	14.55	2,099,296.76
SOCIETE GENERALE	30,909	53.68	1,659,195.12
UNICREDIT SPA	64,276	61.33	3,942,047.08
ADYEN NV	1,110	1,512.60	1,678,986.00
AMUNDI SA	2,140	66.30	141,882.00
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	9,240	15.01	138,692.40
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	80,935	29.00	2,347,115.00
DEUTSCHE BOERSE AG	8,560	228.70	1,957,672.00
EDENRED	9,626	25.90	249,313.40
EURONEXT NV	3,470	128.00	444,160.00
EXOR NV	4,164	76.95	320,419.80
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	3,452	78.45	270,809.40
NEXI SPA	21,240	4.73	100,550.16
SOFINA	655	245.60	160,868.00
AEGON LTD	69,679	6.42	447,478.53
AGEAS	5,924	57.40	340,037.60
ALLIANZ SE-REG	17,293	352.80	6,100,970.40
ASR NEDERLAND NV	5,880	57.38	337,394.40
AXA SA	79,942	39.40	3,149,714.80
GENERALI	40,598	32.83	1,332,832.34
HANNOVER RUECK SE-REG	2,775	255.80	709,845.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	6,136	549.80	3,373,572.80
NN GROUP NV	9,880	59.54	588,255.20
POSTE ITALIANE SPA	19,560	20.35	398,046.00
SAMPO OYJ-A SHS	93,895	9.79	919,607.63

TALANX AG	2,820	108.30	305,406.00
UNIPOL GRUPPO SPA	17,100	18.70	319,855.50
CAP GEMINI SA	7,869	127.10	1,000,149.90
DASSAULT SYSTEMES SE	30,390	25.69	780,719.10
NEMETSCHEK SE	2,350	104.80	246,280.00
SAP SE	46,872	233.35	10,937,581.20
NOKIA OYJ	251,336	5.33	1,340,626.22
CELLNEX TELECOM SA	24,690	29.60	730,824.00
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	156,156	29.00	4,528,524.00
ELISA OYJ	6,005	39.66	238,158.30
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	15,170	9.90	150,183.00
KONINKLIJKE KPN NV	204,956	4.12	846,058.36
ORANGE S. A.	83,604	13.92	1,163,767.68
TELECOM ITALIA SPA	400,513	0.50	200,737.11
TELEFONICA SA	195,629	4.55	891,285.72
ACCIONA SA	1,390	191.30	265,907.00
E. ON SE	102,709	16.08	1,652,074.26
EDP RENOVAVEIS SA	11,333	13.32	150,955.56
EDP SA	126,131	4.40	555,480.92
ELIA GROUP SA/NV	2,230	106.70	237,941.00
ENDESA SA	11,780	29.27	344,800.60
ENEL SPA	361,537	8.48	3,068,726.05
ENGIE	82,214	19.69	1,619,204.73
FORTUM OYJ	16,755	17.80	298,239.00
IBERDROLA SA	282,892	17.13	4,845,939.96
REDEIA CORP SA	20,650	16.71	345,061.50
RWE AG	29,595	40.57	1,200,669.15
SNAM SPA	91,120	5.36	488,403.20
TERNA SPA	71,827	9.06	650,752.62
VEOLIA ENVIRONNEMENT	31,150	29.60	922,040.00
VERBUND AG	2,780	65.10	180,978.00
ASM INTERNATIONAL NV	2,105	555.80	1,169,959.00
ASML HOLDING NV	17,852	894.40	15,966,828.80
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	3,290	147.05	483,794.50
INFINEON TECHNOLOGIES AG	56,495	33.49	1,892,300.02
STMICROELECTRONICS NV	29,593	21.55	637,877.11

	LEG IMMOBILIEN SE	3,010	69.05	207,840.50
	VONOVIA SE	33,969	27.64	938,903.16
ユーロ小計		8,818,093		271,084,002.88 (48,252,952,512)
英ボンド	BP PLC	734,018	4.34	3,192,611.29
	SHELL PLC-NEW	269,707	28.51	7,689,346.57
	ANGLO AMERICAN PLC	47,563	28.63	1,361,728.69
	ANTOFAGASTA PLC	17,080	26.76	457,060.80
	FRESNILLO PLC	9,940	22.12	219,872.80
	GLENCORE PLC	453,603	3.46	1,569,693.18
	MONDI PLC	16,700	8.51	142,150.40
	RIO TINTO PLC	48,055	53.25	2,558,928.75
	ASHTED GROUP PLC	19,410	53.12	1,031,059.20
	BAE SYSTEMS PLC ORD	134,535	18.61	2,504,369.02
	BUNZL PLC	17,316	24.36	421,817.76
	DCC PLC	3,820	50.70	193,674.00
	MELROSE INDUSTRIES PLC	63,400	6.39	405,506.40
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	385,291	11.21	4,319,112.11
	SMITHS GROUP PLC	13,603	25.04	340,619.12
	SPIRAX GROUP PLC	2,890	70.10	202,589.00
	EXPERIAN PLC	41,518	36.54	1,517,067.72
	INTERTEK GROUP PLC	6,025	50.80	306,070.00
	RELX PLC	82,925	35.06	2,907,350.50
	RENTOKIL INITIAL PLC	115,300	4.42	510,087.20
	BARRATT REDROW PLC	76,220	4.09	312,044.68
	COMPASS GROUP PLC	71,768	26.37	1,892,522.16
	ENTAIN PLC	24,860	8.24	204,995.56
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	7,473	93.48	698,576.04
	PEARSON PLC	26,089	11.29	294,544.81
	WHITBREAD PLC	8,110	31.30	253,843.00
	AUTO TRADER GROUP PLC	36,480	8.14	297,020.16
	INFORMA PLC	56,580	9.51	538,188.96
	WPP PLC	41,144	3.61	148,570.98
	JD SPORTS FASHION PLC	97,350	1.00	98,031.45
KINGFISHER PLC	78,137	3.16	247,616.15	
NEXT PLC	5,667	134.35	761,361.45	

MARKS & SPENCER GROUP PLC	89,100	4.07	363,349.80
SAINSBURY (J) PLC	70,601	3.44	242,867.44
TESCO PLC	327,158	4.55	1,489,877.53
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	15,625	22.93	358,281.25
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	92,817	39.00	3,619,863.00
COCA-COLA HBC AG-CDI	11,230	34.60	388,558.00
DIAGEO PLC	105,792	18.11	1,915,893.12
IMPERIAL BRANDS PLC	36,432	30.06	1,095,145.92
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	30,695	58.88	1,807,321.60
UNILEVER PLC	112,562	46.89	5,278,032.18
NMC HEALTH PLC	8,090	—	—
SMITH & NEPHEW PLC	33,906	13.79	467,733.27
ASTRAZENECA PLC	69,872	125.32	8,756,359.04
GSK PLC	182,410	16.20	2,955,042.00
HALEON PLC	409,151	3.50	1,433,665.10
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	5,740	17.53	100,622.20
BARCLAYS PLC	639,751	3.88	2,484,153.13
HSBC HOLDINGS PLC	796,331	10.04	7,995,163.24
LLOYDS BANKING GROUP PLC	2,769,836	0.85	2,378,181.18
NATWEST GROUP PLC	341,235	5.72	1,953,229.14
STANDARD CHARTERED PLC	95,420	14.25	1,359,735.00
3I GROUP PLC	44,419	44.37	1,970,871.03
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	22,627	97.96	2,216,540.92
M&G PLC	99,522	2.64	263,136.16
SCHRODERS PLC	30,300	3.77	114,352.20
WISE PLC - A	29,200	9.99	291,708.00
ADMIRAL GROUP PLC	12,845	33.24	426,967.80
AVIVA PLC	134,324	6.68	897,552.96
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	294,051	2.40	707,780.75
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	30,230	6.79	205,261.70
PRUDENTIAL PLC	121,002	10.37	1,255,395.75
SAGE GROUP PLC/THE	49,540	11.71	580,361.10
HALMA PLC	17,370	35.78	621,498.60
BT GROUP PLC	267,752	1.86	500,562.36
VODAFONE GROUP PLC	996,528	0.88	884,717.55
CENTRICA PLC	209,200	1.79	375,095.60

	NATIONAL GRID PLC	230,565	11.51	2,653,803.15	
	SEVERN TRENT PLC	13,573	28.33	384,523.09	
	SSE PLC	48,767	19.03	928,036.01	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	26,105	12.22	319,133.62	
英ボンド小計		11,934,251		99,638,401.40 (20,310,291,741)	
スイスフラン	AMRIZE LTD	24,939	39.70	990,078.30	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	270	573.50	154,845.00	
	GIVAUDAN-REG	423	3,537.00	1,496,151.00	
	HOLCIM LTD	24,939	69.86	1,742,238.54	
	SIG GROUP AG	10,900	8.78	95,702.00	
	SIKA AG-REG	6,605	176.00	1,162,480.00	
	ABB LTD-REG	71,295	59.20	4,220,664.00	
	BELIMO HOLDING AG-REG	440	858.00	377,520.00	
	GEBERIT AG-REG	1,490	609.00	907,410.00	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,070	279.00	298,530.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	1,850	293.20	542,420.00	
	VAT GROUP AG	1,295	344.30	445,868.50	
	SGS SA-REG	7,500	91.30	684,750.00	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	2,480	156.45	387,996.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	24,229	160.45	3,887,543.05	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	1,525	174.95	266,798.75	
	AVOLTA AG	3,460	41.70	144,282.00	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	130	1,167.00	151,710.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	40	13,240.00	529,600.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	5	131,600.00	658,000.00	
	NESTLE SA-REG	117,520	80.11	9,414,527.20	
	ALCON INC	22,714	61.12	1,388,279.68	
	SONOVA HOLDING AG-REG	2,731	229.80	627,583.80	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	5,520	89.94	496,468.80	
	GALDERMA GROUP AG	4,540	142.10	645,134.00	
	LONZA GROUP AG-REG	3,243	586.60	1,902,343.80	
NOVARTIS AG-REG	85,683	104.08	8,917,886.64		
ROCHE HOLDING AG-BR	1,630	284.20	463,246.00		
ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	31,513	271.20	8,546,325.60		
SANDOZ GROUP AG	19,108	49.76	950,814.08		

	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	1,690	94.45	159,620.50	
	JULIUS BAER GROUP LTD	8,420	53.34	449,122.80	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	995	997.20	992,214.00	
	UBS GROUP AG-REG	147,122	30.39	4,471,037.58	
	BALOISE HOLDING AG - REG	1,740	200.40	348,696.00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	2,080	198.80	413,504.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	1,285	871.20	1,119,492.00	
	SWISS RE AG	13,269	151.10	2,004,945.90	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	6,571	567.80	3,731,013.80	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	6,660	88.90	592,074.00	
	SWISSCOM AG-REG	1,214	588.50	714,439.00	
	BKW AG	840	182.90	153,636.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	3,441	115.20	396,403.20	
	スイスフラン小計	674,414		68,043,395.52 (13,083,384,090)	
スウェーデン ローナ	BOLIDEN AB	15,460	420.00	6,493,200.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	3,520	355.40	1,251,008.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	22,680	129.60	2,939,328.00	
	ADDTECH AB-B SHARES	11,400	332.40	3,789,360.00	
	ALFA LAVAL AB	15,220	469.70	7,148,834.00	
	ASSA ABLOY AB-B	45,570	361.70	16,482,669.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	118,720	167.00	19,826,240.00	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	80,070	148.15	11,862,370.50	
	BEIJER REF AB	15,480	152.55	2,361,474.00	
	EPIROC AB-A	31,565	222.50	7,023,212.50	
	EPIROC AB-B	15,450	198.70	3,069,915.00	
	INDUTRADE AB	10,180	265.60	2,703,808.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	6,800	245.40	1,668,720.00	
	LIFCO AB-B SHS	8,470	382.60	3,240,622.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	63,000	38.31	2,413,530.00	
	SAAB AB-B	15,510	522.20	8,099,322.00	
	SANDVIK AB	49,820	287.50	14,323,250.00	
	SKANSKA AB-B SHS	14,390	266.70	3,837,813.00	
	SKF AB-B SHARES-B	14,079	249.80	3,516,934.20	
	TRELLEBORG AB-B SHS	9,190	396.50	3,643,835.00	
	VOLVO AB-B SHS-B	70,890	260.50	18,466,845.00	

	SECURITAS AB-B SHS	17,788	144.10	2,563,250.80	
	EVOLUTION AB	6,030	673.80	4,063,014.00	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	27,848	180.10	5,015,424.80	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	29,035	267.70	7,772,669.50	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	8,148	318.60	2,595,952.80	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	72,400	181.40	13,133,360.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	60,120	122.40	7,358,688.00	
	SWEDBANK AB - A SHARES	34,550	286.90	9,912,395.00	
	EQT AB	17,960	327.40	5,880,104.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	4,984	398.40	1,985,625.60	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	5,980	398.40	2,382,432.00	
	INVESTOR AB-B SHS	75,800	315.60	23,922,480.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	3,590	516.00	1,852,440.00	
	ERICSSON LM-B SHS	136,015	89.22	12,135,258.30	
	HEXAGON AB-B SHS	94,990	120.85	11,479,541.50	
	TELE2 AB-B SHS	23,245	151.35	3,518,130.75	
	TELIA CO AB	118,530	37.61	4,457,913.30	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	39,860	74.10	2,953,626.00	
	SAGAX AB-B	11,880	223.00	2,649,240.00	
スウェーデンクローナ小計		1,426,217		269,793,836.55	(4,400,337,474)
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	12,100	266.50	3,224,650.00	
	EQUINOR ASA	39,014	245.40	9,574,035.60	
	NORSK HYDRO A S	50,660	68.40	3,465,144.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	6,670	381.00	2,541,270.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	19,500	295.30	5,758,350.00	
	MOWI ASA	26,040	230.00	5,989,200.00	
	ORKLA ASA	32,290	106.40	3,435,656.00	
	SALMAR ASA	3,590	599.00	2,150,410.00	
	DNB BANK ASA	45,435	259.30	11,781,295.50	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	7,410	266.20	1,972,542.00	
TELENOR ASA	23,915	164.00	3,922,060.00		
ノルウェークローネ小計		266,624		53,814,613.10	(823,363,580)
デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	16,690	408.50	6,817,865.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	5,250	235.00	1,233,750.00	

	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	47,690	125.10	5,966,019.00	
	AP MOELLER - MAERSK A/S - A	100	13,090.00	1,309,000.00	
	AP MOELLER - MAERSK A/S - B	195	13,075.00	2,549,625.00	
	DSV A/S	8,890	1,385.00	12,312,650.00	
	PANDORA A/S	3,310	889.40	2,943,914.00	
	CARLSBERG AS-B	3,910	788.60	3,083,426.00	
	COLOPLAST-B	5,685	609.20	3,463,302.00	
	DEMANT A/S	3,640	234.40	853,216.00	
	GENMAB A/S	2,920	1,910.50	5,578,660.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	145,560	342.10	49,796,076.00	
	DANSKE BANK A/S	31,185	272.20	8,488,557.00	
	TRYG A/S	13,945	161.80	2,256,301.00	
	ORSTED A/S	23,791	118.70	2,823,991.70	
	デンマーククローネ小計	312,761		109,476,352.70 (2,608,821,484)	
豪ドル	SANTOS LTD	151,760	6.37	966,711.20	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	84,316	24.40	2,057,310.40	
	BHP GROUP LTD	228,967	43.24	9,900,533.08	
	BLUESCOPE STEEL LTD	18,310	21.96	402,087.60	
	EVOLUTION MINING LTD	90,800	10.50	953,400.00	
	FORTESCUE LTD	73,745	20.52	1,513,247.40	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC-CDI	20,365	34.13	695,057.45	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	53,090	23.70	1,258,233.00	
	RIO TINTO LTD	16,698	131.82	2,201,130.36	
	SOUTH32 LTD	207,787	3.24	673,229.88	
	SGH LTD	8,410	49.29	414,528.90	
	BRAMBLES LTD	54,798	24.70	1,353,510.60	
	COMPUTERSHARE LTD	26,840	36.88	989,859.20	
	QANTAS AIRWAYS LTD	35,030	10.51	368,165.30	
	TRANSURBAN GROUP	151,796	15.00	2,276,940.00	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	26,840	64.68	1,736,011.20	
	LOTTERY CORP LTD/THE	85,554	5.65	483,380.10	
	CAR GROUP LTD	17,050	36.09	615,334.50	
	REA GROUP LTD	2,960	222.24	657,830.40	
	WESFARMERS LTD	50,975	91.35	4,656,566.25	
	COLES GROUP LTD	57,925	22.75	1,317,793.75	

	WOOLWORTHS GROUP LTD	54,692	26.72	1,461,370.24	
	COCHLEAR LTD	2,947	290.21	855,248.87	
	PRO MEDICUS LTD	2,450	281.78	690,361.00	
	SIGMA HEALTHCARE LTD	209,400	3.10	649,140.00	
	SONIC HEALTHCARE LTD	17,660	21.75	384,105.00	
	CSL LTD	21,382	212.47	4,543,033.54	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	125,449	36.64	4,596,451.36	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	75,017	170.37	12,780,646.29	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	135,333	43.25	5,853,152.25	
	WESTPAC BANKING CORP	157,241	38.87	6,111,957.67	
	ASX LTD	10,845	56.73	615,236.85	
	MACQUARIE GROUP LTD	16,084	225.00	3,618,900.00	
	WASHINGTON H SOUL PATTINSON	14,070	37.53	528,047.10	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	95,125	7.95	756,243.75	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	108,430	4.77	517,211.10	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	70,410	20.22	1,423,690.20	
	SUNCORP GROUP LTD	47,266	19.67	929,722.22	
	WISETECH GLOBAL LTD	9,100	85.57	778,687.00	
	XERO LTD	5,960	150.79	898,708.40	
	TELSTRA GROUP LTD	164,284	4.90	804,991.60	
	APA GROUP	69,418	9.12	633,092.16	
	ORIGIN ENERGY LTD	93,120	12.51	1,164,931.20	
豪ドル小計		2,969,699		86,085,788.37 (8,605,996,263)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	83,065	8.20	681,133.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	28,400	35.86	1,018,424.00	
	INFRATIL LTD	39,900	12.24	488,376.00	
	CONTACT ENERGY LIMITED	35,100	9.37	328,887.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	57,830	5.90	341,197.00	
ニュージーランドドル小計		244,295		2,858,017.00 (251,962,778)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	125,708	51.15	6,429,964.20	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	17,517	66.15	1,158,749.55	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	58,500	99.10	5,797,350.00	
	MTR CORP	62,500	27.50	1,718,750.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	52,000	27.52	1,431,040.00	

	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	91,000	39.00	3,549,000.00	
	SANDS CHINA LTD	96,600	19.86	1,918,476.00	
	WH GROUP LTD	450,894	7.40	3,336,615.60	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	203,500	37.98	7,728,930.00	
	HANG SENG BANK LTD	36,900	151.80	5,601,420.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	52,800	425.00	22,440,000.00	
	AIA GROUP LTD	482,390	71.05	34,273,809.50	
	HKT TRUST AND HKT LTD	150,000	11.38	1,707,000.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	25,000	51.90	1,297,500.00	
	CLP HOLDINGS LTD	71,500	66.05	4,722,575.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	456,237	7.22	3,294,031.14	
	POWER ASSETS HOLDINGS	58,000	50.05	2,902,900.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	80,538	38.08	3,066,887.04	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	57,901	27.82	1,610,805.82	
	SINO LAND CO	189,050	9.74	1,841,347.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	60,480	95.05	5,748,624.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	43,000	20.70	890,100.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	63,800	22.70	1,448,260.00	
	香港ドル小計	2,985,815		123,914,134.85 (2,441,108,456)	
シンガポールドル	KEPPEL LTD	68,560	9.68	663,660.80	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	63,300	8.58	543,114.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	112,200	3.47	389,334.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	50,200	6.62	332,324.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	211,100	0.73	155,158.50	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	73,960	2.99	221,140.40	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	91,634	53.23	4,877,677.82	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	150,740	16.77	2,527,909.80	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	57,300	34.65	1,985,445.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	42,500	17.45	741,625.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	354,480	4.31	1,527,808.80	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	32,600	6.46	210,596.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	105,000	2.67	280,350.00	
	シンガポールドル小計	1,413,574		14,456,144.12 (1,705,246,760)	
イスラエルシュ	ICL GROUP LTD	39,490	21.79	860,487.10	

ケル	ELBIT SYSTEMS LTD	1,270	1,622.50	2,060,575.00	
	BANK HAPOALIM BM	50,495	64.72	3,268,036.40	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	62,565	63.81	3,992,272.65	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	48,330	31.99	1,546,076.70	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	6,900	210.80	1,454,520.00	
	PHOENIX FINANCIAL LTD	10,160	122.80	1,247,648.00	
	NICE LTD	3,040	435.50	1,323,920.00	
	NOVA LTD	1,320	1,134.80	1,497,936.00	
	AZRIELI GROUP LTD	1,780	355.20	632,256.00	
イスラエルシェケル小計	225,350		17,883,727.85 (834,451,164)		
合 計	49,684,130		525,537,018,063 (525,537,018,063)		

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	6,910	534,903.10	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	18,570	619,495.20	
		AMERICAN TOWER CORP	20,909	4,004,491.68	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	30,747	644,149.65	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	7,020	1,329,798.60	
		BXP INC	5,717	424,087.06	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	4,810	505,338.60	
		CROWN CASTLE INC	18,590	1,830,929.10	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	15,145	2,715,195.60	
		EQUINIX INC	4,318	3,624,917.82	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	9,580	589,649.00	
		EQUITY RESIDENTIAL-REIT	15,450	979,839.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	3,020	799,273.20	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	9,230	1,386,899.80	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	11,340	508,145.40	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	36,875	691,775.00	
		INVITATION HOMES INC	25,700	741,959.00	
		IRON MOUNTAIN INC	13,365	1,406,398.95	

		KIMCO REALTY CORP	29,910	668,189.40	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	5,630	754,363.70	
		PROLOGIS INC	41,605	5,260,120.15	
		PUBLIC STORAGE	6,849	2,070,041.76	
		REALTY INCOME CORP	39,211	2,352,267.89	
		REGENCY CENTERS CORP	7,565	549,521.60	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	4,735	940,749.80	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	14,424	2,568,770.16	
		SUN COMMUNITIES INC	5,920	734,435.20	
		UDR INC	12,100	438,504.00	
		VENTAS INC	21,075	1,483,469.25	
		VICI PROPERTIES INC	45,610	1,422,575.90	
		WELLTOWER INC	28,980	5,156,701.20	
		WEYERHAEUSER CO	29,998	716,652.22	
		WP CAREY INC	9,480	633,358.80	
米ドル小計			560,388	49,086,966.79	(7,510,305,918)
加ドル	新株予約権証券	CONSTELLATION SOFTWARE IN-40	810.00	—	
加ドル小計			810.00	—	(—)
ユーロ	投資証券	COVIVIO	1,925	110,013.75	
		GECINA SA	1,950	161,070.00	
		KLEPIERRE	8,402	281,971.12	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	4,990	452,193.80	
ユーロ小計			17,267	1,005,248.67	(178,934,263)
英ポンド	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	26,624	173,056.00	
		SEGRO PLC	65,733	478,010.37	
英ポンド小計			92,357	651,066.37	(132,713,368)
豪ドル	投資証券	GOODMAN GROUP	98,432	3,349,640.96	
		SCENTRE GROUP	280,871	1,182,466.91	
		STOCKLAND	102,400	679,936.00	
		VICINITY CENTRES	154,902	412,039.32	
豪ドル小計			636,605	5,624,083.19	(562,239,596)

香港ドル	投資証券	LINK REIT	145,460	5,928,949.60	
香港ドル小計			145,460	5,928,949.60 (116,800,307)	
シンガポールドル	投資証券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	138,243	396,757.41	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	224,554	538,929.60	
シンガポールドル小計			362,797	935,687.01 (110,373,639)	
合計				8,611,367,091 (8,611,367,091)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株予約権 証券時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 525 銘柄	98.2%	—	—	75.8%
	投資証券 33 銘柄	—	—	1.8%	1.4%
加ドル	株式 83 銘柄	100.0%	—	—	3.4%
	新株予約権 証券 1 銘柄	—	—	—	—
ユーロ	株式 210 銘柄	99.6%	—	—	9.0%
	投資証券 4 銘柄	—	—	0.4%	0.0%
英ポンド	株式 72 銘柄	99.4%	—	—	3.8%
	投資証券 2 銘柄	—	—	0.6%	0.0%
スイスフラン	株式 43 銘柄	100.0%	—	—	2.4%
スウェーデンクローナ	株式 40 銘柄	100.0%	—	—	0.8%
ノルウェークローネ	株式 11 銘柄	100.0%	—	—	0.2%
デンマーククローネ	株式 15 銘柄	100.0%	—	—	0.5%
豪ドル	株式 43 銘柄	93.9%	—	—	1.6%
	投資証券 4 銘柄	—	—	6.1%	0.1%
ニュージーランドドル	株式 5 銘柄	100.0%	—	—	0.0%
香港ドル	株式 23 銘柄	95.4%	—	—	0.5%
	投資証券 1 銘柄	—	—	4.6%	0.0%
シンガポールドル	株式 13 銘柄	93.9%	—	—	0.3%
	投資証券 2 銘柄	—	—	6.1%	0.0%
イスラエルシェケル	株式 10 銘柄	100.0%	—	—	0.2%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年10月31日現在です。

### 【インデックスファンド海外株式ヘッジなし（DC専用）】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	314,929,977,186円
II 負債総額	404,526,887円
III 純資産総額（I－II）	314,525,450,299円
IV 発行済口数	29,236,828,397口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	10.7579円

（参考）

海外株式インデックスMSCI－KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド

#### 純資産額計算書

I 資産総額	548,358,814,350円
II 負債総額	345,795,548円
III 純資産総額（I－II）	548,013,018,802円
IV 発行済口数	65,464,457,393口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	8.3712円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

2025年10月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

###### (2) 会社の意思決定機関（2025年10月末現在）

###### ・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

###### ・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

###### (3) 運用の意思決定プロセス（2025年10月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2025年10月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	753	363,597
株式投資信託	708	321,603
単位型	249	6,088
追加型	459	315,515
公社債投資信託	45	41,993
単位型	32	881
追加型	13	41,112

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに同規則第 282 条及び第 306 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 66 期事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 67 期中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年12月5日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社（旧社名日興アセットマネジメント株式会社）の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 67 期事業年度の中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検

討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	31,198	26,334
金銭の信託	3,899	17,070
有価証券	1	-
前払費用	814	822
未収入金	179	358
未収委託者報酬	21,592	22,244
未収収益	※ 3 647	※ 3 900
立替金	1,089	1,214
その他	※ 2 2,011	※ 2 3,024
流動資産合計	61,434	71,969
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1 233	※ 1 187
器具備品	※ 1 134	※ 1 108
有形固定資産合計	368	295
無形固定資産		
ソフトウェア	438	478
無形固定資産合計	438	478
投資その他の資産		
投資有価証券	28,465	18,012
関係会社株式	37,647	45,007
長期差入保証金	285	725
繰延税金資産	-	496
その他投資	-	765
投資その他の資産合計	66,398	65,006
固定資産合計	67,205	65,781
資産合計	128,640	137,750

(単位：百万円)

	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	451	1,631
未払金	9,211	9,544
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,330	8,462
その他未払金	803	1,002
未払費用	※ 3 4,082	※ 3 4,202
未払法人税等	1,644	3,378
未払消費税等	※ 4 620	※ 4 693
関係会社短期借入金	-	6,690
賞与引当金	2,619	2,881
役員賞与引当金	232	225
その他	683	44
流動負債合計	19,547	29,291
固定負債		
退職給付引当金	1,448	1,455
賞与引当金	565	529
役員賞与引当金	56	121
繰延税金負債	295	-
その他	251	231
固定負債合計	2,617	2,337
負債合計	22,165	31,629
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	82,591	83,753
利益剰余金合計	82,591	83,753
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	103,107	104,269
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,523	2,466
繰延ヘッジ損益	△1,155	△ 615
評価・換算差額等合計	3,367	1,851
純資産合計	106,475	106,120
負債純資産合計	128,640	137,750

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 65 期		第 66 期	
	(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
営業収益				
委託者報酬		75,874		83,264
その他営業収益	※1	3,714	※1	4,604
営業収益合計		<u>79,588</u>		<u>87,869</u>
営業費用				
支払手数料		32,917		37,898
広告宣伝費		711		645
公告費		3		5
調査費		17,736		18,976
調査費		1,266		1,433
委託調査費		16,445		17,516
図書費		23		26
委託計算費		610		617
営業雑経費		881		867
通信費		135		136
印刷費		308		278
協会費		48		50
諸会費		11		18
その他		375		382
営業費用計		<u>52,860</u>		<u>59,011</u>
一般管理費				
給料		10,550		11,085
役員報酬		459		592
役員賞与引当金繰入額		273		289
給料・手当		6,791		7,151
賞与		277		216
賞与引当金繰入額		2,747		2,835
交際費		71		49
寄付金		22		22
旅費交通費		260		273
租税公課		389		646
不動産賃借料		906		836
退職給付費用		388		403
退職金		36		38
固定資産減価償却費		199		193
福利費		1,208		1,187
諸経費		4,661		4,821
一般管理費計		<u>18,694</u>		<u>19,559</u>
営業利益		<u>8,033</u>		<u>9,298</u>

(単位：百万円)

	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		4		10
受取配当金	※2	4,946	※2	4,356
デリバティブ収益		-		193
有価証券評価益	※3	1,113	※3	3,063
金銭の信託運用益		399		170
時効成立分配金・償還金		2		2
為替差益		-		162
その他		50		81
営業外収益合計		6,517		8,039
営業外費用				
支払利息		569	※2	907
デリバティブ費用		3,494		-
時効成立後支払分配金・償還金		1		2
為替差損		165		-
その他		0		9
営業外費用合計		4,231		919
経常利益		10,319		16,418
特別利益				
投資有価証券売却益		815		210
特別利益合計		815		210
特別損失				
投資有価証券売却損		174		81
固定資産処分損		52		10
損害賠償損失		167		-
特別損失合計		394		91
税引前当期純利益		10,740		16,537
法人税、住民税及び事業税		2,415		4,349
法人税等調整額		△51		△157
法人税等合計		2,364		4,192
当期純利益		8,376		12,345

(3) 【株主資本等変動計算書】

第65期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823
当期変動額							
剰余金の配当				△5,092	△5,092		△5,092
当期純利益				8,376	8,376		8,376
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	3,284	3,284	—	3,284
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,056	△488	1,567	101,391
当期変動額				
剰余金の配当				△5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,467	△666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	△666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	△1,155	3,367	106,475

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107
当期変動額							
剰余金の配当				△11,183	△11,183		△11,183
当期純利益				12,345	12,345		12,345
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	1,162	1,162	—	1,162
当期末残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	△2,067	104,269

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	4,523	△1,155	3,367	106,475
当期変動額				
剰余金の配当				△11,183
当期純利益				12,345
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,056	539	△1,516	△1,516
当期変動額合計	△2,056	539	△1,516	△354
当期末残高	2,466	△615	1,851	106,120

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p>				
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="502 884 1021 952"> <tr> <td>建物</td> <td>3 年～15 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3 年～20 年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>				
4 収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p>				

5 ヘッジ会計の方法	<p>(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。</p>

(未適用の会計基準等)

- ・ 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日)
- ・ 「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日) 等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものの。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が財務諸表に及ぼす影響は、現時点で評価中であります。

(重要な会計上の見積り)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

## (貸借対照表関係)

第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,482 百万円 器具備品 920 百万円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,484 百万円 器具備品 872 百万円
※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。	※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。
※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 248 百万円 (流動負債) 未払費用 1,873 百万円	※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 282 百万円 (流動負債) 未払費用 1,921 百万円
※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。	※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。
※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド (旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」) が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 493 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。	※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド (旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」) が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 469 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

## (損益計算書関係)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
※ 1 営業収益合計には、成功報酬 212 百万円が含まれ ております。	※ 1 営業収益合計には、成功報酬 354 百万円が含まれ ております。
※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 4,889 百万円	※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 4,048 百万円 支払利息 286 百万円
※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額 1,113 百万円を営業外収益に計上して おります。	※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額 3,063 百万円を営業外収益に計上して おります。

(株主資本等変動計算書関係)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	217,000	—	96,000	121,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	752,000	—	406,000	346,000	—
合計		969,000	—	502,000	467,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11,183	57.60	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 25 日

第66期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	121,000	—	121,000	—	—
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	346,000	—	154,000	192,000	—
合計		467,000	—	275,000	192,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2017年度ストックオプション(1)192,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月29日 取締役会	普通株式	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7,486	38.56	2025年3月31日	2025年6月27日

(リース取引関係)

第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	891百万円	1年内	916百万円
1年超	2,613百万円	1年超	6,829百万円
合計	3,505百万円	合計	7,745百万円

(金融商品関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	3,899	—	3,899
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	7,785	18,141	—	25,927
資産計	7,785	22,041	—	29,827
デリバティブ取引(*1)				
株式関連 (*2)	△309	—	—	△309
通貨関連 (*3)	—	△367	—	△367
デリバティブ取引計	△309	△367	—	△677

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の△309百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△367百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,198			
未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	1	169	2,483	—
合計	53,440	169	2,483	—

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計(繰延ヘッジ)を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」5「ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

#### ② 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

#### ③ 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託 有価証券 その他有価証券 投資信託	2,418	14,651	—	17,070
資産計	6,516	25,994	—	32,510
デリバティブ取引(*1) 株式関連 (*2)	159	—	—	159
通貨関連 (*3)	—	341	—	341
デリバティブ取引計	159	341	—	501

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の159百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の341百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,571
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	26,334			
未収委託者報酬	22,244			
未収収益	900			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	—	803	1,176	110
合計	49,479	803	1,176	110

(有価証券関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	24,313	17,701	6,611
	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	1,613	1,769	△156
	小計	1,613	1,769	△156
合計		25,927	19,471	6,455

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額 2,540 百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	△167
合計	8,145	1,057	△167

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	12,903	9,123	3,780
	小計	12,903	9,123	3,780
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	2,536	2,809	△273
	小計	2,536	2,809	△273
合計		15,440	11,933	3,506

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 2,571 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	5,849	764	△45
合計	5,849	764	△45

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

(金銭の信託関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	17,070	170

(デリバティブ取引関係)

第 65 期(2024 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	15,077	—	△ 309	△ 309
合計		15,077	—	△ 309	△ 309

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,465	—	△268
	豪ドル		84	—	△2
	香港ドル		542	—	△17
	人民元		2,979	—	△17
	ユーロ		2,172	—	△60
合計			12,243	—	△367

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第66期(2025年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,846	—	159	159
合計		17,846	—	159	159

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,696	—	△39	△39
合計		6,696	—	△39	△39

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,651	—	326
	豪ドル		180	—	1
	ユーロ		2,796	—	△2
	香港ドル		1,067	—	38
	人民元		1,473	—	18
合計			12,167	—	381

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (持分法損益等)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 5,342	(1) 関連会社に対する投資の金額 5,341
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 17,691	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 18,436
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,474	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,427

## (退職給付関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

## 2 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	△110
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>1,407</u>

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,448</u>
退職給付引当金	1,448
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,448</u>

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	△7
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>134</u>

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.7%

## 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253 百万円でありました。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,407
勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	△34
退職給付の支払額	△133
退職給付債務の期末残高	1,387

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,387
未積立退職給付債務	1,387
未認識数理計算上の差異	67
貸借対照表に計上された負債の額	1,455
退職給付引当金	1,455
貸借対照表に計上された負債の額	1,455

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	140

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.5%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、262百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,409,000株	普通株式 4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① スtockオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	217,000	752,000
付与	0	0
失効	96,000	406,000
権利確定	0	0
権利未確定残	121,000	346,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 104百万円

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,409,000株	普通株式 4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	121,000	346,000
付与	0	0
失効	121,000	154,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	192,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 58百万円



(関連当事者情報)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	資金の返済 (シンガポールドル貨建) (注 1)	3,318 (SGD 33,000 千)	関係会社短期貸付金	—
							貸付金利息 (シンガポールドル貨建) (注 1)	22 (SGD 223 千)	未収収益	—
							関係会社株式の取得 (注 2)	13,412	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	配当の受取	2,950 (USD 20,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	増資の引受 (注 4)	1,828	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました。
2. Nikko Asset Management International Limited が保有する関連会社 AHAM Asset Management Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
4. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 1,828,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2023 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	41,322 百万円
負債合計	8,314 百万円
純資産合計	33,008 百万円

営業収益	18,682 百万円
税引前当期純利益	6,005 百万円
当期純利益	4,538 百万円

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369 (SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	—	資金の借入(シンガポールドル貨建)(注1)	6,690 (SGD 60,000千)	関係会社短期借入金	6,690 (SGD 60,000千)
							借入金利息(シンガポールドル貨建)(注1)	286 (SGD 2,532千)	未払費用	286 (SGD 2,532千)
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千)(注2)	アセットマネジメント業	直接100.00	—	配当の受取	2,641 (USD 18,000千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	10,738	アセットマネジメント業	直接100.00	—	増資の引受(注3)	7,360	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 70 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
3. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 7,360,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所等に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2024年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	46,582 百万円
負債合計	7,834 百万円
純資産合計	38,748 百万円

営業収益	18,712 百万円
税引前当期純利益	6,127 百万円
当期純利益	4,588 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末に

おいて存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末に

おいて存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	548 円 41 銭	546 円 58 銭
1株当たり当期純利益金額	43 円 14 銭	63 円 58 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
当期純利益 (百万円)	8,376	12,345
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	8,376	12,345
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション (2) 121,000 株、 2017 年度ストックオプション (1) 346,000 株	2017 年度ストックオプション (1) 192,000 株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (百万円)	106,475	106,120
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	106,475	106,120
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 67 期中間会計期間  
(2025 年 9 月 30 日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		22,067
金銭の信託		21,408
有価証券		9
未収委託者報酬		19,210
未収収益		1,242
その他	※ 2	5,000
流動資産合計		68,938
固定資産		
有形固定資産	※ 1	292
無形固定資産		526
投資その他の資産		
投資有価証券		17,477
関係会社株式		44,701
長期差入保証金		685
繰延税金資産		665
投資その他の資産合計		63,529
固定資産合計		64,348
資産合計		133,286

(単位：百万円)

第 67 期中間会計期間  
(2025 年 9 月 30 日)

負債の部		
流動負債		
未払金		9,717
未払費用		3,334
未払法人税等		2,614
未払消費税等	※3	511
関係会社短期借入金		6,917
賞与引当金		1,652
役員賞与引当金		180
その他		827
流動負債合計		<u>25,756</u>
固定負債		
退職給付引当金		1,476
賞与引当金		373
役員賞与引当金		113
その他		216
固定負債合計		<u>2,179</u>
負債合計		<u>27,935</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		<u>5,220</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		83,350
利益剰余金合計		<u>83,350</u>
自己株式		<u>△2,067</u>
株主資本合計		<u>103,866</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,728
繰延ヘッジ損益		△244
評価・換算差額等合計		<u>1,484</u>
純資産合計		<u>105,351</u>
負債純資産合計		<u>133,286</u>

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第 67 期中間会計期間  
(自 2025 年 4 月 1 日  
至 2025 年 9 月 30 日)

営業収益		
委託者報酬		42,808
その他営業収益		2,243
営業収益合計		45,051
営業費用及び一般管理費	※ 1	40,760
営業利益		4,291
営業外収益	※ 2	7,437
営業外費用	※ 3	3,012
経常利益		8,717
特別利益	※ 4	937
特別損失	※ 5	51
税引前中間純利益		9,602
法人税等	※ 6	2,519
中間純利益		7,083

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第 67 期中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	△ 2,067	104,269
当中間期変動額							
剰余金の配当				△ 7,486	△ 7,486		△ 7,486
中間純利益				7,083	7,083		7,083
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 403	△ 403	—	△ 403
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	83,350	83,350	△ 2,067	103,866

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,466	△ 615	1,851	106,120
当中間期変動額				
剰余金の配当				△ 7,486
中間純利益				7,083
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	△ 738	371	△ 366	△ 366
当中間期変動額合計	△ 738	371	△ 366	△ 769
当中間期末残高	1,728	△ 244	1,484	105,351

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>②その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等 総平均法による原価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行业務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ</p>

<p>5 ヘッジ会計の方法</p>	<p>れ、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務          当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p> <p>(3) 成功報酬          当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p>
<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法          繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象          ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針          ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法          ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p> <p>(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理          資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。</p> <p>(2) 税金費用の計算方法          税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p>

## (中間貸借対照表関係)

第 67 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 2,394 百万円
※ 2	信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※ 3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※ 4	保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興 AM エクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 489 百万円(5 百万豪ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

## (中間損益計算書関係)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 43 百万円 無形固定資産 61 百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの 金銭の信託運用益 3,837 百万円 受取配当金 2,598 百万円 有価証券評価益 953 百万円  有価証券評価益について、保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額を営業外収益に計上しております。
※ 3	営業外費用のうち主要なもの デリバティブ費用 2,675 百万円 支払利息 174 百万円 為替差損 147 百万円
※ 4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 713 百万円 関係会社株式売却益 223 百万円
※ 5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 51 百万円
※ 6	中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(百万円)
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
2017 年度 ストックオプション (1)	普通株式	192,000	—	—	192,000	—
合計		192,000	—	—	192,000	—

(注) 1 2017 年度ストックオプション(1) 192,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	7,486	38.56	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	983 百万円
1 年超	6,295 百万円
合計	7,279 百万円

(金融商品関係)

第 67 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	3,407	18,001	—	21,408
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	2,259	11,805	—	14,064
資産計	5,666	29,806	—	35,473
デリバティブ取引(※1、2)				
株式関連	△122	—	—	△122
通貨関連	—	△189	—	△189
デリバティブ取引計	△122	△189	—	△311

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち 2 百万円は、中間貸借対照表上流動資産のその他に、△124 百万円は、流動負債のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち△189 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金、未払費用及び関係会社短期借入金は、短期間（1 年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	3,422
子会社株式	26,065
関連会社株式	18,635

(有価証券関係)

第67期中間会計期間(2025年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(注)子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、(金融商品関係)金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注2)に記載のとおりであります。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	11,774	9,262	2,512
	小計	11,774	9,262	2,512
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	2,290	2,457	△167
	小計	2,290	2,457	△167
合計		14,064	11,720	2,344

(注)1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式(中間貸借対照表計上額3,422百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(金銭の信託関係)

第67期中間会計期間(2025年9月30日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	21,408	3,837

(デリバティブ取引関係)

第 67 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	18,941	—	△122	△122
合計		18,941	—	△122	△122

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,929	—	△26	△26
合計		6,929	—	△26	△26

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		5,877	—	△98
	豪ドル		146	—	△3
	ユーロ		3,242	—	△50
	香港ドル		495	—	△10
合計			9,761	—	△162

(持分法損益等)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,345 百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	18,450 百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,313 百万円

(収益認識関係)

第 67 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載の通りです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストックオプション等関係)

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1株当たり純資産額	542 円 62 銭
1株当たり中間純利益金額	36 円 48 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
中間純利益 (百万円)	7,083
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	7,083
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2017 年度ストックオプション(1)192,000 株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 67 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	105,351
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (百万円)	105,351
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数 (千株)	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

以下の変更について、2024年9月26日の臨時株主総会で決議されており、2025年9月1日付で定款の変更を行ないました。

- ・商号の変更（アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更）

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## <約款>

## <追加型証券投資信託 インデックスファンド海外株式ヘッジなし（DC専用）>

### 運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 基本方針

この投資信託は、世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目標に、MSCI-KOKUSAIインデックス（税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 運用方法

##### (1)投資対象

海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (2)投資態度

主として、海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド受益証券に投資を行ない、MSCI-KOKUSAIインデックス（税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指します。マザーファンド受益証券の組入率は高位を保つことを原則とします。また、設定・解約動向に応じて有価証券先物取引等を活用し、組入率を調整することがあります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### 運用制限

- (1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- (2) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- (3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (4) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第27条の範囲で行ないます。
- (5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

##### ①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### ②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

##### ③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、別に定めるインデックスファンド海外株式ヘッジなし（DC専用）自動けいぞく投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第43条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第11条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合

等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第11条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(受益証券の再交付)

第12条 (削除)

(毀損した場合等の再交付)

第13条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第14条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第20条、第21条および第22条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主としてアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
12. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
15. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

18. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号の証券ならびに第9号および第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第16条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第28条において同じ。）第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第18条から第25条まで、第27条および第33条から第35条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行いません。

（投資する株式等の範囲）

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（信用取引の指図範囲）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

第20条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3

号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第27条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第29条 (削除)

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または

金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第31条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。（受託者による資金の立替え）

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年10月27日から翌年10月26日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2002年12月10日から2003年10月26日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の14の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金の再投資等）

第43条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に交付されます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 第48条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

- ④ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（記名式受益証券への変更ならびに受益証券の返還請求の取扱い）

第44条 （削 除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第45条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については

第46条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金および一部解約金の支払い)

第46条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ② 一部解約金は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、
- ④ 第43条第3項に規定する信託の一部解約に係る受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。
- ⑤ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金の時効)

第47条 受益者が、信託終了による償還金について第46条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、
- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けられないものとし、
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第48条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第55条 第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第49条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

第56条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## 附 則

- 第1条 この約款において「インデックスファンド海外株式ヘッジなし（DC専用）自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「インデックスファンド海外株式ヘッジなし（DC専用）自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「インデックスファンド海外株式ヘッジなし（DC専用）自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、
- 第2条 第43条第4項および第46条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、
- 第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第14条までおよび第44条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとし、
- 第4条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ② 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第5条 変更後の第48条第5項の規定は、平成27年8月18日以降の一部解約の実行の請求から適用します。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2002年12月10日

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
委託者 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

